

学校体育施設等の有効活用実践事例集

平成 24 年 3 月

文部科学省スポーツ・青少年局

スポーツ振興課

「新しい公共」空間としての学校体育施設に向けて

平成 22 年「スポーツ立国戦略」、平成 23 年「スポーツ基本法」、平成 24 年「スポーツ基本計画」と新たな法制度が具体化され、我が国のスポーツ政策は振興から推進のステージに立ちました。そのステージは、文化としてのスポーツを豊かな生活を営む権利として位置づけるとともに、多様な関係者の協働・連携によって創り出される「新しい公共」や「好循環」によってそのスポーツ権を保障しようとすることをコンセプトとしています。

スポーツ権の保障には、スポーツ活動の基盤となる資源、すなわち物的資源、人的資源、財源、情報資源等々の確保と充実が必然な政策となります。とりわけ物的資源であるスポーツ施設の整備・拡充は、国及び地方公共団体の基本的な責務であると言えます。国においては、昭和 47 年度保健体育審議会答申において、人口規模ごとに必要な施設数を明示した「体育・スポーツ施設の整備基準」を作成したり、平成元年度保健体育審議会答申においては、行政区域を幾つかの地域に細分化（ゾーニング）して地域施設、市区町村域施設、都道府県域施設という施設区分に沿って施設整備を促すとした「スポーツ施設の整備の指針」を提示してきました。

これらの政策により我が国の公共スポーツ施設は堅調に増加してきましたが、いまだその数はスポーツ権を保障するには十分なものとは言えない状況にあります。今後、これまで以上に公共スポーツ施設整備の推進が期待されますが、一方で現有資源の有効活用策も検討されねばなりません。とりわけ日常生活圏におけるスポーツ活動を支える地域施設の確保・拡充は、スポーツ基本計画に示された成人の週一回以上の実施率が 3 人に 2 人（65% 程度）という政策目標を達成するためにも不可欠なものです。

さて、文部科学省は 5 年ごとに我が国における体育・スポーツ施設現況調査を実施してきました。平成 20 年度に実施された調査結果を見ますと、我が国の体育・スポーツ施設に占める公共スポーツ施設の割合は 24.1%に過ぎません。対して学校体育・スポーツ施設は 61.2%にも達します。諸外国に比べスポーツ施設が不足しているとの指摘が繰り返されてきていますが、小・中・高校の体育・スポーツ施設が約 6 割であるという現状は、我が国の教育政策の展開を通して確実に社会資本が整備されてきたとも評価できましょう。小学校 1 年生が毎日通える地理的範域に、体育館、グラウンド、プール等々の施設を保有していることになるのです。このような学校体育施設は、地域住民の日常的なスポーツ活動の身近な地域施設として重要な役割を果たしてきました。学校体育施設開放の形態や仕組みは多様であり、定期的に開放している学校はまだ十分ではない等々の課題は多々ありますが、98.3%の市町村で学校開放が行われており、体育館の開放率は 87.3%、屋外運動場の開放率は 80.0%と高い数値はその重要性を裏付けています。これらの実態からみても、今後ますます、日常的なスポーツ活動の空間となる学校体育施設の有効利用策の検討が重要になることが理解されましょう。さらに、近年では、学校施設開放を公共スポーツ施設

の不足を補完する機能だけではなく、学校と地域との「共同利用」化やコミュニティセンター化といった幅広い機能を持った活用方策が提案されています。学校施設は体育・スポーツの施設だけでなく、多様な生涯学習に応えうる施設を保有しており、地域の多様な住民が集える空間として機能する可能性を秘めています。

このような潜在的な可能性を持った学校施設ではありますが、その管理運営は旧態依然とした場合が多く見受けられます。例えば、小学校体育館の管理責任者の実態（平成 19 年度実績）をみますと、当該校長が管理責任者となっている学校が 17.2%もあり、昭和 51 年の文部事務次官通知が徹底されていない実態も残されています。さらに、住民や利用団体が運営委員会等を組織して管理を行っている小学校は 23.7%にすぎません。共同利用化やコミュニティセンター化には利用団体等の関係者による連携と協働に基づく自主運営が求められますが、依然として教育委員会や学校への依存体質が残っていると予想でき、身近な学校体育施設が「新しい公共」空間になりえていない実態が見て取れます。

平成 7 年度より進められてきた総合型地域スポーツクラブ育成政策のさらなる推進をめぐっても、多くのクラブの活動拠点となると思われる学校体育施設の有効活用は避けて通れない課題となるでしょう。また、公共的な性格を持つ総合型地域スポーツクラブを中核とした運営体制は、より有効な学校体育施設の管理運営に連動すると思います。さらに、総合型地域スポーツクラブが育成されてない地域でも、学校体育施設開放利用団体や住民が自分たちの楽しみの場として学校体育施設を利用するだけでなく、学校の子供たちの遊びやスポーツ、近隣の高齢者の健康づくりの支援をするといった地域貢献機能を持った関係者の協働の仕組みとして発展していけば、それら学校開放の仕組みや組織が総合型地域スポーツクラブのシーズ（種）となることも期待できるでしょう。

スポーツ基本法の理念やスポーツ基本計画の政策の政策目標を実現するためには、学校施設、学校体育施設の有効利用を早急に検討しなければなりません。このような喫緊の問題意識を背景に、本「学校体育施設等の有効活用実践事例集」は作成されたものです。各自治体における学校施設有効利用の検討の一助としていただければ幸いです。最後に、学校施設有効利用の検討が、単に効率的な学校施設利用を超えて、豊かな地域生活や地域スポーツの実現に連動する関係者の「連携と協働」や「新しい公共」の空間となることを期待してやみません。

目次

【行政の立場から】（地域団体との共同、広報）

1	学校開放と総合型地域スポーツクラブ （熊本市観光文化交流局）	1
2	『地域のちから』で実現する開かれた学校開放 （足立区地域のちから推進部）	6
3	県立学校体育施設開放事業における県ホームページの活用について （埼玉県教育局）	12
4	学校開放と調和SHCクラブ （調布市生活文化スポーツ部）	16
5	横浜市の学校開放事業 ～クラブ型組織の運営する学校開放～ （横浜市教育委員会）	19

【現場の立場から】（学校体育施設等の開放の実際）

1	学校施設有効活用委員会としての総合型地域スポーツクラブ NPO 法人高津総合型スポーツクラブSELF（川崎市）	23
2	廃校を活用した学校開放の運営 調和SHCクラブ（調布市）	29
3	学校開放とクラブづくり まる倶楽部（横浜市）	34
4	学校施設の有効活用と地域コミュニティづくり NPO 法人加古川総合スポーツクラブ（加古川市）	39
5	総合型地域スポーツクラブが学校開放に関わる意義について 向陽スポーツ文化クラブ（杉並区）	44

学校開放と総合型地域スポーツクラブ

熊本市観光文化交流局文化スポーツ交流部スポーツ振興課長 寺崎 真治

1 <熊本市の学校開放の経緯について>

(1) 熊本市における学校開放の経緯

熊本市においては、市民スポーツのさらなる推進を図るため、熊本市学校施設使用条例が制定され、昭和48年度に中学校において運動場17校、体育館2校において夜間開放事業が開始された。さらに、平成14年の熊本市学校施設使用条例施行規則の施行により現在の形となった。

現在、体育館134校（小学校92校、中学校42校）、運動場60校（小学校31校、中学校29校）、武道場24校（中学校）において夜間開放を実施している。（平成23年度）

・ 開放日時

月曜日～土曜日の午後7時30分から
午後9時30分まで（祝日を除く）

・ 施設使用料金

施設	単位	料金
運動場	1回につき	1,700円
テニスコート	1面1回につき	1,100円
体育館	全面1回につき	1,400円
	半面1回につき※	1,000円
武道場	1回につき	1,200円

※分割利用ができる体育館のみ

・ 利用者数

平成22年度 利用者数 873,256名
平成21年度 利用者数 705,461名
平成20年度 利用者数 680,782名

(2) 本市における特徴・特色

施設の利用に当たっては、インターネットを利用した予約システムを通じて一般開放を行っているが、小学校の学校体育施設については、地域におけるスポーツ活動への支援の観点から、各小学校区体育協会の優先利用を認めている。

総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブと表記）が設立されている校区については、中学校の学校体育施設を含めて総合型クラブへ優先確保を行い、安定した活動の場を提供できるよう支援を行っている。

管理面では、各学校に夜間開放管理人を配置し、施設の施錠や屋外施設の使用の可否など、利用者が安全に施設を使用できるよう管理業務を行っている。

また、総合型クラブが設立されている校区については、管理人が行う業務を総合型クラブに委託できるよう規程を改正し、現在18のクラブに学校施設の管理を委託している。（詳細は後述）

(3) これまでの課題と対策など

本市の学校夜間開放は、地域での活動を主体としているが、校区ごとの活動の格差もあることから、未活用の学校体育施設については、積極的な有効活用に努めてきた。このため市民のスポーツ活動エリアも広域化し、特定の施設に固執しない市内全域の学校体育施設を活用した弾力的な活動を行っている団体も見受けられる。

また、時代の変化とともに運動種目のニーズが多様化し、施設の拡充や施設での使用可能種目の増加が求められている。



【総合型クラブの学校施設での活動の様子】

利用拡大の観点から、中学校武道場の開放を平成7年より開始し、体育館においては、バスケットボール2面が確保できる中学校の体育館9校で平成19年から半面ごと（分割）での開放を実施している。

運動場においては、当初はソフトボールが利用の大半を占めていたため、冬季（12～2月）については開放を行っていなかったが、近年サッカーでの利用希望が多いことから、平成19年から順次開放を進め、現在は60校中26校で開放を行い、冬季についても開放している。

軟式野球については、当初は照度等の問題から許可を行っていなかったが、内野練習程度（試合は不可）の利用を条件に順次開放校を増やしている。

平成22年には、テニスコートの照明施設の新設を初めて行い、現在1校で開放をしている。

今後の課題としては、体育館においてフットサルでの開放を希望する声が多く寄せられているが、施設の破損等の懸念から開放の実施には至っていない。

また、管理体制についても、19:00～22:00という遅い勤務時間の問題などから、夜間開放管理人の人材の確保が年々困難になっている。

2＜学校開放と総合型地域スポーツクラブ＞

（1）総合型クラブとの連携

本市の地域スポーツの推進は、長年校区体育協会がその役目を担ってきた。さらに市民がスポーツに親しめる環境づくりのために、総合型クラブ設立に向けて、校区体育協会やスポーツ推進委員会を中心に積極的に取り組んでいる。

平成13年度に総合型クラブが2クラブ設立され、活動を始めた。前述のとおり、小学校運動施設は校区体育協会が優先使用しており、管理も校区体育協会の推薦した管理人であるが、校区に総合型クラブが設立された場合、校区体育協会と協議の上、年間優先使用を総合型クラブも持てるようにした。それに伴い、施設管理業務も総合型クラブが行うことで、クラブの財源確保などの支援

につながっている。

具体的には、本市の総合型クラブは19:30～21:30の時間帯を地元の学校運動施設を使ってスポーツ活動を行っているのだが、活動プログラムに担当者又は指導者としてスタッフが施設にいたので、そのスタッフが併せて、使用する学校施設管理業務も行うことで、クラブスタッフとしての人件費を管理業務委託料からもまかなっており、総合型クラブ財政の側面支援としている。

また、学校開放と総合型クラブの連携ということで、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」の一環で、平成20年から本市では「放課後子どもスポーツ教室」事業を実施している。

子供たちの安心・安全な居場所づくりのため、またスポーツに親しむ機会の拡充を目的に、学校施設を活用し、総合型クラブが実施主体となって年間20回程度の子供たちのスポーツ教室を行っている。

（2）本市における総合型クラブの現状

現在、本市では19の総合型クラブが活動中である。

（会員総数は6,301人 H23年4月現在）

- ① 日吉地域総合型スポーツクラブ
（平成13年設立 会員数572人）
- ② NPO法人桜木ふれあいスポーツクラブ
（平成13年設立 会員数273人）
- ③ ほくぶ総合スポーツクラブ
（平成15年設立 会員数524人）



【総合型クラブの学校施設での活動の様子】

- ④ 龍田地域なかよしスポーツクラブ
(平成15年設立 会員数286人)
- ⑤ 長嶺地域スポーツクラブ
(平成15年設立 会員数528人)
- ⑥ 川尻スポーツクラブ
(平成18年設立 会員数272人)
- ⑦ 花園スポーツクラブ
(平成18年設立 会員数225人)
- ⑧ 東部地域総合型スポーツクラブ
(平成18年設立 会員数1037人)
- ⑨ 熊本西総合型スポーツクラブ
(平成18年設立 会員数440人)
- ⑩ 天明総合スポーツクラブ
(平成18年設立 会員数190人)
- ⑪ 城北スポーツクラブ
(平成19年設立 会員数160人)
- ⑫ 帯山地域スポーツクラブ
(平成19年設立 会員数239人)
- ⑬ エス・エス・月出
(平成19年設立 会員数199人)
- ⑭ 御幸スポーツクラブ
(平成20年設立 会員数305人)
- ⑮ うえきクラブ(u&u)
(平成20年設立 会員数379人)
- ⑯ あきた総合型スポーツクラブ
(平成20年設立 会員数224人)
- ⑰ 託麻西校区総合型スポーツクラブ
(平成20年設立 会員数188人)
- ⑱ 出水南どっとネット
(平成20年設立 会員数115人)
- ⑲ くまもと城南スポーツクラブ
(平成22年設立 会員数145人)

全クラブが地元の学校運動施設夜間管理業務委託を受託している。管理施設は、地域の実情によって違うが、主な場合、学校体育館、学校運動場、中学校武道場の管理となる。委託契約としては1校につき月額43,000円とし、管理実績に応じて委託料を月ごとに総合型クラブに支払っている。

総合型クラブは活動エリアに応じて、1校管理

が11クラブ、2校管理が3クラブ、3校管理が1クラブ、4校以上管理が3クラブとなっている。

(3) 本市の総合型クラブのあゆみ

平成11年、熊本市は、全ての市民がスポーツを通して、健康でいきいきと生活できる都市を目指して「スポーツ都市」の宣言を行った。

また、スポーツ活動に対する多様で複雑な市民ニーズに対応し、市民が生涯にわたってより活発にスポーツ活動を行うことができるように、その活動指針となる「熊本市生涯スポーツマスタープラン」を平成12年に策定し、その重点施策の一つとして「総合型地域スポーツクラブの育成・支援」に取り組んできた。本市では総合型クラブの育成・支援をすることにより

- ・市民の健康、体力づくり
- ・市民スポーツの推進
- ・青少年の健全育成
- ・多世代、地域住民の交流
- ・高齢者のいきがいづくり
- ・明るいまちづくり 等を目指している。

スポーツを通じて明るいまちづくりを実現するため、地域の実情にあわせ、自主・自立した地域住民主体の、熊本ならではの総合型クラブを目指している。

(4) 行政の総合型クラブへの支援等

自立した地域住民主体の総合型クラブ育成のために、本市では、直接的な補助金等はなく、側面的な支援を行い、自主財源による自立した総合型クラブとして活動している。

総合型クラブへの具体的な支援策として

- ① 活動場所の確保
 - ・小学校運動施設の年間優先確保(夜間)
- ② 財政的な側面支援
 - ・学校運動施設夜間管理業務委託
 - ・スポーツ用具の年間無料レンタル(数量限定)
- ③ 子供の体力向上、財政的な側面支援
 - ・小中学生のプログラムは、施設使用料免除

④ 人材育成

- ・育成フォーラムの実施
- ・研修の実施、全国的な研修会への派遣

⑤ クラブ間のネットワークづくり

- ・市内総合型クラブの協議会「熊本市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の設立（平成18年度設立）
- ・スポーツ交流会の実施

⑥ 広報活動の支援

- ・広報誌、チラシ作成での印刷機の無料使用 等
- クラブハウスについては、小中学校体育館内にコミュニティスペースや空き倉庫等がある場合に、学校と協議の上、総合型クラブが使用している。

現在、学校体育館内をクラブハウス又は事務所として使用しているのは6クラブあり、その他のクラブは民間の事務所や関係者自宅等を使用している。

（5）総合型クラブが学校開放に関わることの効果

学校開放に総合型クラブが関わることは、地域スポーツ活動の推進面でも、また総合型クラブの自立した活動を支える面としても効果がある。

以前、校区体育協会が優先使用していた頃は、運動施設使用が一部の人に限られており、校区体育協会が使わない分は抽選により、一般市民に開放していた。そこに総合型クラブが設立することで、今までスポーツしていなかった地元の人たちも、多くスポーツする機会がもてるようになった。

地元の学校運動施設を総合型クラブが管理することは、学校関係者からも好評を得ている。学校の夜間開放での課題の一つに、施設使用のマナーの問題があるが、地元の総合型クラブが管理し、地元の住民が主に使うようになって、使用マナーも当然よくなってきたし、地元の誰が使用したかわかるので学校側も連携がとりやすくなった。

総合型地域スポーツクラブにとっても、地元の学校運動施設はホームグラウンドであり、愛着も深まり、施設管理と利用者側との良好な関係が生まれている。

また、放課後子どもスポーツ教室事業でも効果があがっている。放課後の時間や土曜日に、学校施設を利用してスポーツ教室を実施することで、子供たちの安全・安心な活動ができており、保護者にも好評である。子供たちにとっても、運動をする機会の拡充につながり、実施した学校では、運動部活動の加入率が上がるなどの効果も見られる。

総合型クラブのスタッフと子供たちとの交流を通して、総合型クラブ会員の拡充や地域コミュニティの向上も図れている。



【放課後子どもスポーツ教室の様子】

3 <学校開放の今後の在り方>

●現状の課題と取組

- ① 一回の利用者数が少ない施設がある。
- ② 年間優先使用と一般抽選使用のバランスなどが挙げられる。

課題①の利用者数が少ない施設に関しては、以前より減ってはいるが、少人数の団体が施設を利用している現状が、施設によっては依然として見受けられる。

このことへの取組は、まずは年間優先使用している校区体育協会や総合型クラブへ、施設優先確保の適正化を徹底する。現在も優先確保の条件として、少人数で施設を独占して使うのではなく、プログラムを統合するなどして一回に多くの利用者に使ってもらい、施設の有効利用に努めることとしている。一般の利用者に対しては、施設の面貸しができるように予約システムを改良し、少人数でも無駄なく利用できるようにしている。

課題②年間優先使用と一般抽選使用のバランスは年間優先使用と一般抽選での利用者との兼ね合いが問題となることがある。地域スポーツ振興の上で、学校運動施設の開放、活用は大きな意味合いを持つ。しかも、校区体育協会や総合型クラブへ年間優先使用してもらうことで、地域住民のスポーツ実施率向上につながっている。特に総合型クラブでの年間使用では、今まで校区体育協会ではスポーツをしていなかった多くの住民が気軽にスポーツできる環境が整い、スポーツに親しんでいる。その意味では、総合型クラブの小学校運動施設の年間優先使用は効果的かつ意義あることである。

しかし、スポーツ実施者によっては、総合型クラブだけでなく、自分たちも地元の体育施設を使いたいというニーズがある場合がある。

総合型クラブへの入会を勧め、総合型クラブ会員として地元施設を利用してもらうか、公設運動施設を利用してもらう。

基本的には、地元の身近な学校運動施設を総合型クラブや校区体育協会が使用し、一般のスポーツ実施者は熊本市の公設運動施設を使用する。という住み分けを推進している。

これらの課題を解決するためにも、本市の全域に総合型クラブを設立し、校区体育協会とともに、両輪となって地域スポーツをけん引・推進していく。

総合型クラブが活動し、地元の多くの人が入会して、多くのプログラムで、地元の学校体育施設を愛着を持って利用し、スポーツを楽しむ。そんな環境を作りたい。そのために学校開放、学校施設の有効活用はこれからも核となるだろうし、引き続き活用を進めていきたい。

4 <最後に>

現在、スポーツをとりまく環境には多くの課題がある。しかし、それを上回るスポーツならではの効果もあると考える。スポーツの魅力はこれからもっと再認識されていくだろう。

熊本市には、前述した「熊本市生涯スポーツマ

スタープラン」がある。本プランは「熊本市総合計画」との整合性をとった計画であり、熊本市の生涯スポーツ施策の指針である。平成12年度策定から11年を経て、今年度、国のスポーツ基本法やスポーツ立国戦略、第6次熊本市総合計画など、現在の時代背景を踏まえながら、次のステージへと改定を進めている。

次期スポーツマスタープランでも、当然地域スポーツの推進は大きな柱である。その中心は、校区体育協会と総合型クラブの育成・支援である。将来的には、本市全域で総合型クラブを展開し、地元の学校施設を活用しながら、多くの市民の皆さんが身近にスポーツに親しめる環境づくりの拡充に取り組んでいきたい。

熊本市の総合型クラブは、市からの直接的な補助金などはなく（スポーツ振興くじ助成金を活用しているクラブはあるが）、基本的には会費による自主財源での運営であり、課題やスタッフの苦勞も多い。

しかし、行政が側面的支援のみを行いながら、住民による本当の意味での自立した運営がなされているのが熊本市の総合型クラブの特徴である。

今後10年、20年後、さらには100年後と市民のスポーツ活動の推進と明るいまちづくりの核となるような総合型クラブづくりを目指している。

そして、いつの時代も、スポーツを通じて、活気ある、明るく豊かな地域、熊本市であってほしい。

『地域のちから』で実現する開かれた学校開放

足立区地域のちから推進部 スポーツ振興課 振興係長 広瀬 弘紀

1 <足立区の学校開放>

(1) 現状

学校開放は、学校教育法や社会教育法、スポーツ基本法等で定められた国の施策である。学校施設を地域住民に開放し、スポーツ、文化活動等を振興していくことを目的としている。

足立区においても、昭和40年頃から『学校教育上支障のない限り、スポーツ、文化活動等のための利用に供すること』を基本に、徐々に拡充してきた。

現在、足立区では、全ての小・中学校（小72校、中37校、計109校）の校庭、体育館、特別教室、プール等を開放している。登録数は、平成23年3月31日現在、1,661団体、登録者数は6万人に達している。

使用料については、登録団体を生涯スポーツ・文化活動を普及・推進する社会教育団体として位置づけ、区条例に基づき全額免除している。学校開放予算は、学校管理職員の配置や光熱水費、修繕管理費など、年間約1億7,000万円の経費が計上されている。

(2) 課題

近年の健康・スポーツに対する区民ニーズの多様化や学校周辺の地域環境の変化、また、施設利用の飽和状態に伴い、学校開放を取り巻く課題が山積している。具体的な課題は、

- ① 独占使用…土日など長時間使用による既得権主張が増えている。新規団体が登録できない。
- ② 声や音…活動中の掛け声等に対する苦情が急増し、住民生活に支障を来している。
- ③ ボール飛び込み…学校や家の窓ガラス等が破損。歩行者や車に当たったこともある。
- ④ 学校周辺の喫煙…学校周辺の公道での喫煙、

- ⑤ 違法駐車…学校周辺の公道、空き地に違法駐車。無許可での校内駐車。（基本的に禁止）
- ⑥ 営利目的の活動…高額会費の徴収、代表者の不適切な金銭管理、広域会員募集など。
- ⑦ 区財政の圧迫…例年多額の区税が投入されている。受益者負担を検討する時期。

2 <学校施設管理運営委員会の活動>

(1) 委員会の組織

学校開放を推進していく中心組織は、学校施設管理運営委員会（以下、委員会）である。

委員会は、学校施設を積極的に地域開放することを目的に設置された組織で、スポーツ推進委員が会長を務め、学校、利用団体代表者、その他関係者で構成されている。会長は、委員会の進行管理をはじめ学校や利用団体間の調整等、統括している。

(2) 委員会運営の状況

- ① 開催日
 - ・2～3か月に一回の割合で定期開催している。
- ② 会場準備
 - ・案内表示、申請書等の準備は、ほとんどの委員会で副校長が行っている。
- ③ 進行管理
 - ・会長が司会を務めている。書記は、団体輪番制が多い。近年は、会長を中心に運営する委員会が増えてきたが、レジュメ、月間予定表、連絡網の作成等は、副校長が行っている。
- ④ 内容
 - ・利用調整…団体申請に基づき、月間予定表に記入。学校行事等を確認する。
 - ・情報交換…各団体の活動状況や会員募集、団体間の情報交換を行っている。（一部の委員会）

- ・問題解決…課題、問題が発生した場合、議題に取り上げている。近年、増加傾向にある。

(3) 委員会運営の課題

現在の委員会運営について会長の意見を集約した。(平成21年11月アンケート調査実施)

〈今までの委員会運営〉

- ◇利用調整だけのために参加している。(団体)
- ◇学校に運営を頼っている。
- ◇進め方を改善したいが長年の慣例でできない。
- ◇副校長の異動で進め方が変わり混乱している。
- ◇委員会全体の運営上のルールを決めるべき。
- ◇委員会の運営方針が明確になっていない。

〈これからの委員会運営〉

- ◇学校に頼らない主体的な運営をしていく。
- ◇開催月、内容等、全委員会統一基準を設定する。
- ◇利用マナー向上に向けた検討をしていく。
- ◇複数利用で利用枠を増やす工夫が必要である。
- ◇学校・地域協力について話し合う。
- ◇施設の安全点検、ケガ防止について話し合う。

(4) 求められる機能

従前の委員会は、学校を中心に機能してきた。今後は、生涯スポーツ環境づくりを地域が主体的に展開していく観点から、学校に依存しない自立した委員会運営が求められている。

今後は、利用調整に終始するのではなく、前述の課題解決に向けた取組や地域、子供たちに向けた事業提案、学校運営の協力・地域貢献活動などの取組が期待されている。

3 <学校開放事業審議会〉

(1) 審議会の設置

足立区では、適正な学校開放運営を実現していくため、平成22年8月、学校開放事業審議会(以下、審議会)を設置した。

審議期間は、1年間とし学識経験者をはじめとする合計16名の委員が教育長から委嘱され、延べ8回にわたって審議した。

以下、委員構成。

	団体名	人数
1	学識経験者	1人
2	体育協会	1人
3	小・中学校長	2人
4	小・中学校PTA連合会	2人
5	町会自治会連合会	1人
6	青少年対策地区委員会	1人
7	青少年委員会	1人
8	体育指導委員会	2人
9	総合型地域クラブ	1人
10	学校開放登録団体(公募)	2人
11	一般区民(公募)	2人
合計		16人

(2) 審議会委員の意見

審議会では、今後の学校開放の在り方として、誰もが気軽に利用できる運営、自主・自立した委員会活動、さらには、地域や学校に向けた取組等について意見交換した。

① 誰もが利用できる学校施設

- ・同一種目の合同活動、少人数団体の統合等を推進し、可能な限り利用枠を増やすべき。
- ・一団体による独占使用(土日等の全日)を認めないルールをつくる。構成員の多い団体は、学年別等、複数チームで登録する。
- ・あいている枠は、委員会から情報提供をしていくことが大切である。
- ・登録は、活動内容に応じた適正な理由があれば、在住在勤でなくても認めていく。
- ・登録、施設の使用は学校周辺の地域住民が優先されるべき。
- ・学校OBは、転勤等で区外になることが多い。氏名や住所、卒業年度等の確認が必要である。
- ・団体によって、区内全域からのメンバー登録がある。厳しい制限はせず、要件に満たない場合は、猶予を設け柔軟に対応するべき。
- ・使用の優先順位は、学校関連行事、部活動が最優先である。次に青少年団体や子ども会、総合

型地域クラブ、その後に学校開放である。

② ルールを守り規律のある活動

- ・利用マナーに関する苦情（声や音、喫煙、違法駐車など）が増えてきた。ルール遵守が徹底されて学校開放事業が成り立つ。
- ・土日の独占利用が目立つ。新規団体を受け入れない、既得権化しているケースもある。
- ・学校利用の優先順位は、学校行事、部活動が最優先であり、次に青少年対策団体や子ども会、総合型地域スポーツクラブ、その後に学校開放団体である。
- ・従来のスポーツ振興は、「支援」に一生懸命で「規制」は不十分であった。違反団体にはサンクション（罰則）を区でつくる必要がある。
- ・利用を直前にキャンセルすることがある。空き情報を団体間で共有化すれば、調整が可能である。
- ・委員会を無断欠席した場合は、その調整月は利用できないルールに統一すべきである。
- ・子供の発育、発達にとって、朝から夕方までの長時間の活動は問題である。

③ 委員会による自主・自立した運営

- ・委員会は、団体情報（名簿や活動内容、会員募集等）を把握、管理する必要がある。
- ・各学校の委員会運営の捉え方や副校長の異動などによって、各学校、委員会運営に温度差が生じている。
- ・委員会において、子供の安全対策や学校備品の点検をテーマに話し合うことも必要である。
- ・予定表の作成は、学校に依存せず委員会で作成すべきである。
- ・委員会間による空き状況の情報共有化、調整により学校施設の有効活用が期待できる。
- ・委員会において、学校開放事業の運営マニュアルが必要である。
- ・地域の苦情や全体調整をしていくために、各委員会を統括する組織が必要である。
- ・委員会に地域が参画できるシステムを確立し活動を広げていけば、活動に対する地域の理解（活動を）が得られる。

・代表者の役割、責任感を持たすために、『代表者規程』を設置するべきである。

・登録団体が主体性を持って開放事業の協力をしていくためには、委員会の代表は団体の中から選出した方が良い。

④ 学校・地域に向けた取組

- ・登録団体は、学校や地域に対し協力すべきである。また、学校開放活動も地域に活動PRをすることで理解につながっていく。
- ・部活動への協力など、各中学校から希望を聞く機会を設定したらどうか。
- ・委員会は、学校や地域行事への協力（運動会・清掃活動、安全・防犯対策等）また、子供たちに向けたスポーツ体験事業を提案していくべきである。
- ・委員会による指導者研修会や一般参加型の講習会を企画、実施していくべきである。
- ・学校、地域貢献していくための条件整備として各委員会で指導やボランティアができる者を把握しておく必要がある。
- ・学校開放は、施設の使用を前提として、子供たちをどのように見守り育てていくか、という視点にたつべきである。学校・地域づくりに、当事業がどのように関わられるのか、行政とともに利用者意識を変えていく必要がある。
- ・学校貢献の方向性は、文部科学省「スポーツ立国戦略」にある地域住民や民間の力、協働の考え方を参考にすべきである。

⑤ 学校施設利用における受益者負担

- ・光熱水費程度は負担すべき。学校施設の使用料と実際の光熱水費の整合性を図るのは非常に難しい。
- ・有料化には、行政のきちんとした説明と利用者の理解が重要である。
- ・登録団体の活動の公益性を議論する必要がある。必然的に減免措置の考え方にもつながっていく。
- ・青少年健全育成団体や総合型地域スポーツクラブ、障がい者団体、町会・自治会、PTAなどは、免除、減免措置を行う必要がある。
- ・PTAでも、現役の活動からPTAのOBとし

ての登録がある。こうした団体は、減免対象にはならない。

- ・有料化にする場合、「とりあえず押さえる」がなくなり、空きが増える。
- ・有料化した上で学校や地域協力の「強制」は、現実的に難しい。
- ・学校開放において、人件費や光熱水費など多額の税金が使われていること、子供たちの育成は大人の義務、という意識を持つことを説明すべきである。
- ・有料化は使う権利が先に立ち、学校施設を乱暴に使うことが心配である。委員会による啓発活動、全委員会のレベル向上が最も重要になる。
- ・有料化に向けては根拠が必要である。感覚的に高い安いではなく、なぜその金額になるのか共通認識する必要がある。
- ・区は、区の財政状況と相応の負担、使用料の用途について、分かりやすく説明することが大事である。

4 <審議会からの提言>

平成 23 年 8 月、足立区に答申された。以下のとおり報告する。

① 区民の誰もが利用できる学校施設

【概要】

学校開放は、近隣住民をはじめ青少年育成団体、総合型地域クラブなど、公益性の高い団体活動が優先されるべきである。一方、一部の団体には、土・日を早朝から夕方まで利用しているケースや週に 2 回以上、あるいは、複数校を利用している団体もある。

また、不適切な登録（非会員の登録、多数の区外利用者、10 人に達していない区ルール』、営利的活動を行っている等）がある。

また、違法駐車や無断校内乗り入れ、学校周辺の喫煙、ゴミの放置も問題になっている。こうした現状に対し、新たな統一ルールが必要である。

【提言】

学校開放事業は、生涯スポーツや文化活動、青少年の健全育成などを目的に、学校の近隣にお住

まいの方々が優先して利用できるシステムに改善すべきことを提言する。

特定の団体や個人が長期間、長時間にわたって独占することや営利的な活動をしてはならない。

② ルールを守り規律のある活動

【概要】

学校周辺にお住まいの方からは、学校開放の活動に伴う声や音、ボールの飛び出しに対する苦情が増加傾向にある。

各団体に対しては、騒音となるような声や音を出さないことの徹底をはじめ、あらたなルールづくりの中で、学校と住居の立地条件による種目制限や利用禁止日を決めるなどの措置も必要ではないか。

今後の活動におけるポイントは、地域住民に対して迷惑をかけていないかの確認や学校や地域への貢献活動を知ってもらうこと、日々のあいさつやお付き合いなどによる信頼関係の構築が何より大切である。

【提言】

登録団体は、利用に際して要綱や要領の基本ルールを厳守するとともに、マナー、モラルを向上させ、学校や地域、子供たちの模範となって活動すべきことを提言する。

近隣住民の生活を十分配慮し、必要以上の声や音、違法駐車・駐輪、喫煙などの迷惑をかけてはならない。

③ 委員会による自主・自立した運営

【概要】

学校開放は、登録団体を統括する委員会によって運営され、委員会は、学校施設を積極的に地域開放することを目的に設置されている。

現在の委員会は、2 か月から 3 か月ごとに開催されており、学校施設（校庭・体育館・音楽室など）の利用調整を中心に、学校からの情報提供、登録団体の情報交換などを行っている。しかし、実施回数や頻度、進め方、利用申請方法など統一された決まりがない。

委員会は体育指導委員が会長となり、利用団体代表者、学校の3者を中心に構成されている。今後は、青少年委員やPTA関係者、さらに、町会・自治会関係者などの出席も、地域活動を盛り上げていく上で必要である。

また、学校開放事業は、開かれた学校づくり協議会や放課後子ども教室などと連携し、地域で子供たちを育て見守っていくことも、目的の一つにすることを提案する。

【提言】

委員会は、地域の協力を得て運営するとともに、登録団体は、委員会の運営に参画し自らの活動に自覚を持って自主・自立した活動を実践するべきことを提言する。学校まかせ、他人まかせ、責任逃れがあってはならない。

④ 学校・地域に向けた取組

【概要】

委員会は、施設の利用調整を中心に活動している。今後は、委員会が学校や地域に向けた貢献活動として、スポーツ教室や部活動の指導補助、学校や地域行事への協力、清掃活動などを積極的に提案し、実践していくことが期待されている。

登録団体や地域には、知識や経験をもった人が多く存在する。こうした『地域のちから』を生かしていくことにより、学校や地域がますます活性化し、活力のある地域社会づくりに発展していく。また、学校は「地域の財産」であり、学校開放事業は、地域ぐるみで子供たちを守り、学校運営を盛り上げていくことが求められている。

さらに、委員会は、総合型地域クラブや放課後子ども教室等の団体と連携していくことで、区民（成人）の運動・スポーツ実施率（第2次生涯スポーツ振興計画目標値50%）向上に貢献できると確信する。

【提言】

学校施設管理運営委員会と登録団体は、学校への協力や地域貢献活動を積極的に提案し実践するべきことを提言する。

自分たちだけの活動、利益だけを考えてはならない。

⑤ 学校施設利用における受益者負担

【概要】

教育予算の総額は、315億3,000万円であり、この中で、学校開放事業にかかる光熱水費やシルバー職員（管理人）の配置などの経費は、年間約1億7,000万円となっている。（平成22年度予算）

一方、学校施設は、足立区立学校施設使用条例により一般利用の料金が定められているが、生涯スポーツ・生涯学習活動を普及・推進することを目的に、学校開放登録団体の使用料は全額免除されている。

これからの学校施設の使用に際しては、近年の厳しい財政事情や社会的な受益者負担の考え方などを考慮し、地域体育館や野球場、地域学習センターなどと同様に受益者負担の原則を取り入れるべきではないか。

学校開放登録団体は、こうした実情を理解し、光熱水費程度を負担することで、子供たちの教育環境づくりに向けて大きく貢献できるものと確信する。

なお、子供や高齢者、障害者、また、学校や地域などに向けた公共的な活動を行う団体に対しては、使用料の免除規程を設けることを提案する。

【提言】

登録団体は、学校施設を利用する場合において、光熱水費程度を負担していくことを提言する。

区の財政事情や教育環境づくり、また、受益者負担の考え方について理解しなければならない。

5 <最後に>

今後の学校開放は、活動において譲り合い、支え合いの精神で連携していくことが大切である。

さらに、学校運営協力や地域貢献をしながら、新たな地域交流の場として輪を広げていくことが求められている。

一部の委員会では、利用校の子供たちに向けたスポーツ体験や部活動の指導補助、また、清掃活

動の実践報告がある。全 109 の委員会がこうした取組を実践すれば、『地域のちから』で開かれた学校開放が実践できる。

このたびの審議会答申を受けて、学校開放のリニューアルの必要性がますます高まったと確信する。「学校開放事業実施計画（仮称）」の策定とこれに基づく様々な事業展開に向けて、着実に成果を上げていきたい。

【イメージ図】



県立学校体育施設開放事業における県ホームページの活用について

埼玉県教育局市町村支援部スポーツ振興課 指導主事 荻原 篤大

1 <埼玉県の県立学校体育施設開放について>

埼玉県では、昭和51年の文部省通知に基づき、広く県民の健康増進と体力向上を図ることを目的に、学校教育活動に支障のない範囲内で、昭和52年から県立学校の体育施設を開放している。

また、「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」（平成19年4月1日）及び「埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する指針」（平成20年1月）を制定し、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ「機会」づくりや「場」の拡充を図ることをはじめ、県民の健康及び福祉の増進を目指す取組を行っている。

県立学校体育施設開放事業は、現在、県民のスポーツ・レクリエーション活動の「場」の拡充を図る取組の一つに位置づけられており、地域住民の最も身近な活動場所として、県立学校体育施設のより一層の有効活用を行う取組を進めることが求められている。

さらに、この事業については、活動の「場」の提供を通して県民のスポーツ活動を支援するとともに、「地域に根ざした開かれた学校づくり」の推進を図ることも目的としている。

2 <なぜ高校なのか>

多くの都道府県では、「学校開放」は主に各市町村立の小中学校で実施されている。本県でも平成21年度は県内70市町村の1,222校の小中学校で体育施設開放が実施されており、年間延べ利用人数は全県で約1,216万人にも上っている。しかし、開放されている小中学校体育施設は、ほとんどが既存の登録団体等によって利用されており、新規団体の参入は難しい状況にあると聞いている。そこで、本県では、県立学校の体育施設の開放に積極的に取り組み、県民がスポーツを行う「場」の拡充に努めている。

3 <ホームページでの情報公開について>

本県では、県所有のスポーツ施設の有効利用を図ることを目的に、ホームページによるスポーツ施設の情報提供に積極的に取り組んでいる。県立学校の体育施設についても、県民が「どの学校のどの施設が開放されていて、それをいつならば使うことができるのか」を把握できるように、全ての開放実施校について、開放施設、開放予定及び月ごとの予約状況を県スポーツ振興課のホームページ上で公開している（図1）。



図1：学校体育施設開放情報一覧（県スポーツ振興課 HP）

開放施設については、年度当初に各学校から報告された「開放可能施設」を県が指定する形をとっている。県では、各県立学校に対し、「2施設以上、年間300時間以上」の体育施設開放を依頼しており、各学校はそれを受けて校内で調整を行い、授業や部活動、学校行事等の学校教育活動に支障のない範囲で上記の数値目標を達成できるよう、開放施設及び開放時間を設定している。

ちなみに、今年度（平成23年度）は177校の518施設を開放施設として指定している。

開放予定表（図2）は、3か月ごとに更新しており、各開放施設の開放予定日（曜日）や開放条件等を記すようにしている。

図2：3か月間の開放予定表（県スポーツ振興課 HP）

毎月更新している月ごとの予約状況表（図3）は、当該月における開放施設の予約状況を記している。この予約状況表をウェブ上で閲覧することにより、各学校の開放施設の「空き状況」を確認することができる。

図3：月ごとの予約状況表（県スポーツ振興課 HP）

開放予定表、予約状況表は、各学校の担当者が毎月（開放予定表については3か月ごとに）調整を行った上で作成しており、県はそれを取りまとめてスポーツ振興課ホームページ上にアップしている。

4 <電子申請システムの導入について>

本県のスポーツ振興課ホームページでは、県立学校体育施設開放に関する情報公開を行っているだけでなく、ホームページ上から電子申請システムにログインする窓口を設けている。これによって、利用者は開放施設の予約状況等をホームページ上で確認した後に、そのまま利用登録申請及び利用申請を行うことができるようになっている。

特に当該学校への利用登録を済ませた団体がその後利用申請を行う場合については、インターネットで簡単に申請書を提出することができるので、その利便性は高まっている。

登録申請手続は、ウェブ上で登録申請書（図4）を作成する形になっており、利用者が必要事項を入力して、別途に作成する利用登録者名簿（図5）を添付した上で送信ボタンをクリックすると、登録申請書及び利用登録者名簿が当該校に送信される仕組みになっている。

※様式・登録申請書

※受付番号
平成 年 月 日

〔平成 年 度〕

登録申請書（団体用）

〇〇高等学校長 様

平 年度県立学校体育施設開放事業に係る体育施設利用にあたっては、県立学校地域開放事業実施要綱、県立学校体育施設開放事業実施要綱及び同実施細則、県立学校プール開放実施細則を遵守いたしますので、下記のとおり県立学校体育施設利用団体の登録を申請します。

共通入力項目

利用の目的 (活動内容)			
利用施設			
氏名 (団体の組合代表者名)	(フリガナ)	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
	氏名	年齢	歳 <input type="text"/>
連絡先 (現住所)	〒 <input type="text"/>	TEL	(<input type="text"/>) <input type="text"/>
緊急時の連絡先 (申請者以外の者)	(フリガナ)	氏名	(<input type="text"/>) <input type="text"/>
加入保険会社名 (個人の場合および団体で加入の場合記入)			

以下、団体の場合に記入

団体の名称			
団体の所在地			
人数	男 <input type="text"/> 人	女 <input type="text"/> 人	計 <input type="text"/> 人
※登録年月日	※平成 年 月 日	登録番号	※

※欄は記入しないこと
○個人情報に關しては、本事業に係る事務以外の目的には使用しません。

図4：登録申請書様式（Web上で必要事項を入力）

各学校担当者は利用者側から送信された登録申請書を審査した上で、来校日連絡票（図6）を発行し、学校での対面審査を実施することとなっている。対面審査では利用団体代表者に対し、施設の利用条件等について確認を行い、その上で誓約書を提出してもらっている。

章(様式)利用許可証
〔平成 年 月 分〕
開放施設利用許可証()

団体または氏名	登録番号
利用施設	利用目的
日時	照明 利用 時間
本証のとおり許可する	平成 年 月 日

〇〇高等学校長 (押印省略)

注意事項

第1 使用料は、行政財産の使用料に関する条例(昭和39年埼玉県条例第77号)に基づき、次のとおりとする。
使用料 免除する。
第2 使用料は、使用料及び別に指定する許諾額に基づき算定する課税額の繰上り、指定された期間までに指定された場所において納入しなければならない。
第3 使用料は、法令等の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるとき、適宜に設定変更することができる。
第4 最終の使用料は、使用料表の全額又は一部を返還させる等正当な理由がある場合は適宜に減額される。
第5 使用料は、有責なる管理者の注意をもって使用財産の維持・保存をしなければならない。
第6 使用料は、使用料表について、修繕、維持費その他の行為をしようとするときは、事前に書面に申し出て承認を受けなければならない。
第7 使用料は、使用財産を他の施設に転貸してはならない。
第8 次のいづれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
(1) 使用財産を区分又は分租用に供する必要があるとき。
(2) 許可の条件に違反する行為があると認められたとき。
(3) 使用許可を取り消し、又は変更した場合は、その取消し又は変更によって生じた損失を補填しない。
(4) 取消(拒否)
第9 使用料は、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに納付において、指定された期までに使用財産を管理に返還して返還しなければならない。ただし、特に許可種別の承認を受けたときはこの限りではない。
(取消後)
第10 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、使用財産の全部若しくは一部を滅失し、毀損し若しくは損じたとき、又はこの使用料に定める義務を履行しないため、損害を生じたときは、その損害を賠償しなければならない。
第11 取消(拒否)の処分
第12 使用者は、使用料表について支出した必要費、有責者の保護を請求しないものとする。

第1 使用料表等 第2 使用料表等 第3 使用料表等 第4 使用料表等 第5 使用料表等 第6 使用料表等 第7 使用料表等 第8 使用料表等 第9 使用料表等 第10 使用料表等 第11 使用料表等 第12 使用料表等

図8：利用許可証様式(利用調整後、学校側が発行)

この電子申請システムによる申請の仕組みは、その導入を推進している県情報企画課が当課と連絡調整を図った上で構築したものである。その運用についても、当課と県情報企画課で連携しながら行っており、システム操作上の諸問題については情報企画課が、申請内容の諸問題については当課がそれぞれ対応している。

5 <システム上の課題について>

ホームページ上で情報を積極的に公開することにより、施設仕様や立地条件の良い学校では、周辺地域住民だけでなく、遠方からの利用希望者も増加してきている(県外からの問合せも増えている)。その結果、地域住民で構成された地元団体の利用機会が減ってしまうなど、利用調整上の課題が生じてきている。

また、予約状況一覧表の更新が月ごとであるため、各学校では1か月前の時点で確実に空いていることが約束されている施設のみの紹介にとどまってしまうことも課題の一つである。どう

しても開放での使用枠の確保は、各部活動の活動予定が確定した後での作業となってしまうので、当日直前まで確定することができないことが多い。よって、そうした施設はすべて「開放できない施設」となってしまうのである。

部活動顧問からみれば、学校の体育施設は常に部活動で使えるものであってほしいものである。

特に屋外施設では、天候による急な予定変更も多々あるので、固定的な開放枠の設定はできれば避けたいものと考えられる。

利用者側のマナーが問題になることもある。特に、施設整備については利用者側と部活動顧問側とで感覚が相違することがある。利用者側が行ったグラウンド整備やフロア整備の完成度が学校側の望むレベルに達していない場合が多い(結局施設開放で荒れたグラウンドやフロア等を部活動で使用する生徒たちが整備しているところもある)。

学校体育施設開放は、学校教育活動を主目的として設置された学校体育施設を「目的外使用」するものと位置づけられている。よって、それを部活動等の学校教育活動よりも優先させることはできない。しかし、近年、学校側が地域住民から受ける体育施設開放に関する要望は高まる一方である。今後「学校体育施設開放」を推進していく上で、このジレンマは常につきまとうものと考えられる。

最後になるが、電子申請システムそのものについては、他の行政サービスと共用のシステムを使用しているため、手続操作の名称などが多少難解なところがあるのが課題である。

6 <今後の取組について>

本県では、以上の課題を踏まえ、県立学校体育施設開放の更なる推進を目指しているところであるが、それには学校関係者と利用団体関係者の相互理解が必要不可欠である。あらゆる局面で、学校側には当事業の趣旨を、そして利用者側には学校の置かれている立場を理解してもらった上で双方から協力を得られるよう、担当課として各課題の解決に取り組み、県民がスポーツを行える「場」の拡充を図っていきたい。

学校開放と調和SHC倶楽部

調布市生活文化スポーツ部次長兼スポーツ振興課長 田口 学

1 <調布市の学校開放の経緯について>

調布市の学校開放は、「調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則」に基づき、市立学校の施設をスポーツ・レクリエーション及び文化・学習などの活動場所として、広く地域住民に提供することにより、生涯学習意欲を高め、心身の健全な発達に寄与することを目的に実施されている。

学校開放が一定の目的をもって組織的な取組を見せたのは、昭和44年から実施された遊び場不足を補完する意味での校庭開放が第一歩である。

当初2校から始まった校庭開放は順次拡大され、利用者も増加していったため各種の必要な用具を備える一方、野球、自転車、スパイクの使用等危険を伴う遊びは禁止事項とし、事故の責任については、原則として利用者が負うこととした。

当初は、開放そのものは行政主導型で進められたものであり、地域住民の学校への期待、関わりは極めて希薄であったといえる。

昭和47年1月より、順次体育館開放、プール開放が実行に移され、まず、スポーツ開放として、市内スポーツ登録団体に体育館4校を隔週の日曜日に開放、昭和50年度には平日夜間の開放も実施されるに至った。この体育館開放は本市における社会体育の振興を十二分に促し、昭和50年6月に「調布市立学校の施設の開放に関する規則」

(現在は、「調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則」)の施行によって体育館、校庭、プールの開放が社会体育の普及を図るものとしてはっきり位置づけられるに至った。

昭和51年4月に大町小学校の取組を契機として、行政主導型の「一般開放」から地域の方を中心とした開放運営委員会に施設の管理運営全般及びスポーツ大会や文化活動等の事業を委託し実施する、住民主導型の「総合開放」へ移行する学校が増えていった。

また、小学校の統廃合により、一般開放の野川小学校と総合開放の大町小学校の2校が、平成11年4月から「調和小学校」としてスタートした。調和小学校は新しい開放形式の「総合型地域スポーツ・文化クラブ」を立ち上げることとなり、平成15年4月に「調和SHC倶楽部」が設立された。大町小学校での総合開放における地域運動会・プール開放等の事業実施を委託する組織として倶楽部に依頼をした経緯がある。

学校開放の現状としては、小学校全校の20校と中学校1校で実施し、うち、総合開放校が17校、一般開放校が4校(うち総合型スポーツクラブ校1校)となっている。開放の対象施設、実施日時としては、各学校によって違っているが、おおむね、体育館(平日の夜間・休日の全日)、校庭(休日のみ)、特別教室(6校のみ実施)となっており、利用料金は無料である。

また、これまでの課題としては、まず、運営形態に関しては、一般開放校を総合開放校化していくことを目標としていたが、これには、総合開放運営委員会を地域で立ち上げる必要があることから総合開放化できない学校が数校あり、現在のところ、これ以上進展する見込みはない状況となっている。

次に、事業全般についてであるが、学校施設の利用は、飽くまで、学校利用及び市側での利用が優先される。このことを理解の上、団体登録をして使用しているが、団体によっては、学校開放の意義や目的を理解しておらず、通常のスポーツ施設と同じと考えている団体があるため、現在も周知徹底に努めている。

また、プール開放については、当初は専門監視員がいなく、安全面で不安があった。現在は全校配置している。

当初から団体の施設確保の方法が年度当初に年間で決定していたため、年度途中の新規の団体が

利用できない状態があったことから、施設の確保の方法を変更し毎月抽選する方法とし、受付をコンピュータシステムに変更した。

以上、調布市の学校開放の経緯についてである。

2 <学校開放と総合型クラブ>

(1) 総合型クラブに学校開放を任せることになった経緯

平成10年3月に野川小学校と大町小学校の両校が廃校となりそれに伴い、平成11年4月に野川小学校跡地に先進的な地域開放型の調和小学校が開校した。

この時点では、総合開放校として、学校開放運営委員会が継続して開放事業を実施していたが、廃校となる大町小学校で、地域住民や学校関係者、学校開放運営委員会、健全育成のメンバーが中心となり、施設の有効活用を検討した中で、学校開放運営委員会を発展的に解消し、設立を進めていた総合型クラブ（調和SHC倶楽部）に吸収する形で従来型の学校開放とは異なる新しい形の学校開放が始まった。

以降、倶楽部が学校開放担当となり、事業の運営を実施することとなった。

(2) 総合型クラブの現状

調和SHC倶楽部は、「S」をスポーツ(sports)、「H」を健康(health)、「C」を文化(culture)としており、自分たちが住む地域でスポーツを楽しむことや健康の維持・増進、文化的な趣味を楽しむなど、世代を超えた交流や触れ合いを通して、地域コミュニティの再生を目指す総合型クラブである。

倶楽部設立の経過としては、平成13年9月に、統合のため廃校が予定されていた小学校の校長から青少年の健全育成のための新たな地域組織として、「学校地域交流委員会」を立ち上げる構想が提案され、同校長が中心となり、各組織の代表者により、具体的な検討を行うこととした。その後、同年10月、住民主体の「総合型地域学習・スポーツクラブ」設立準備委員会を設立することとな

った。その後、13回にわたる準備委員会を経て、平成14年9月に設立準備総会が開かれ、平成15年4月に設立となった。

活動している団体の数は現在42サークルあり、スポーツサークルをはじめ、文化サークルなど様々な団体が活動している。スポーツサークルの主な活動場所は調和小学校で、学校の平日の時間外と土曜日、日曜日を利用している。また、健康、文化関係のサークルは主に調布市民大町スポーツ施設（大町小学校跡地）を利用し活動をしている。このような中で、倶楽部のメンバーも年々増加し、特に卓球、インディアカ、バレーボールサークルは、新春に交流大会を開催し市内の愛好者など合わせて500名が熱い戦いを繰り広げている。また、小学生のユニホッケーサークルは、平成20年3月には全国大会で優勝し、毎年行われる市民体育祭の男女混合インディアカ大会では、連続優勝を果たすなど倶楽部のサークルが活躍している。

■調和SHC倶楽部（平成22年3月末現在）
会員数 1,067人 大人 672人、子供 395人
男性 319人 女性 748人
年会費 大人 5,400円 子供 1,800円
（入会金 1,000円）

(3) 行政の関わり方

平成14年度から平成18年度までの5年間については、経営基盤の安定化に向けて、スポーツ振興くじ助成金を活用するとともに、調布市から補助金を支給している。（補助金支給は当初5年間の予定であったが、当時使用していた大町小学校跡地の新施設への改修工事で、平成19年度、20年度についても補助金支給を行った。）

現在は、事務室として、大町小学校跡地に建設した調布市民大町スポーツ施設のクラブハウスの一部を行政財産使用許可により提供している。

また、平成21年度に調布市民大町スポーツ施設の管理運営業務についても、倶楽部に委託している。

今後、行政として、安定した経営や経営基盤の確立など、魅力あるクラブづくりの創出に向けて、

更なる支援が必要と考えている。

(4) 総合型クラブが学校開放に関わることはどのような点で有用であるか？

倶楽部の設立に当たり、平成14年7月に調布市スポーツ振興審議会が作成した「調布市における総合型地域スポーツクラブ導入についての考察(提言)」によると、「平成14年現在の学校施設開放は、利用サークルの練習場所で、大会の入賞を目標にした競技性が高い活動が多く、一般市民が気軽に見学し参加できる形態ではない。これは、学校開放がサークル活動の場の提供であるため、愛好者仲間の集まりから閉鎖的な状況になっていることもあり、そのサークルが開放的かどうかにより、一般市民の参加が得られるかどうかになっている。」とある。

倶楽部の設立目的が、世代を超えた地域の人々が様々なスポーツや文化的な活動を共に楽しみ、技量を高めあう中で、地域の人と人との関わりを築き上げ、連帯感と元気あふれる地域を作り出すこととしているため、総合型クラブが学校開放を実施することで、学校開放の本来の目的である、施設をスポーツ・レクリエーション及び文化・学習などの活動場所として、広く地域住民に提供することにより、生涯学習意欲を高め、心身の健全な発達に寄与するという目的をより達成できるのではないか、と考えている。

実際倶楽部自体が元々地域内の学校開放の各サークルを母体としているので、当然横のつながりもあり、サークル間の交流も活発であるため、地域コミュニティの醸成にも寄与していると言えるのではないだろうか。

3 <学校開放の今後の在り方>

学校開放は、学校の体育館・校庭等の施設を学校や行政等の利用がない平日の夜間や土・日曜日等のうち、学校の許可を得られる部分を利用できる事業である。

調布市の学校開放は、既に、小学校は全校で実

施済みであるため、これ以上、施設の拡大が難しい現状にあり、限られた施設をどう有効利用していくかが課題である。改善策の一つとして、以前は、年間で施設の確保を可能とする方法であったが、現在は、毎月抽選し施設を確保する方法とし、多くの団体の利用機会が増える方法に変更をした。

一方では、無料で利用できるため、施設確保後の安易なキャンセルや少人数での使用があることや施設や備品の破損等、使用上のルールへの順守がされていない部分があることが課題である。

また、運営形態に関しては、先に述べたが、小学校の開放事業を全て、総合開放化することを目標としているが、地域及び学校による運営委員会の立ち上げが必要であることから総合開放化できない学校が数校ある。この数校については、現在のところ、一般開放による開放を継続していくこととなる、短期間に進展することが見込めないことも課題である。

今後、より良い学校開放事業を実施するためには、学校開放の基本的考え方を守りつつ、ニーズ(利用者)が少ない事業は、事業内容の見直しや、統廃合も含めて現状のニーズにあった事業へ変更していくため、検討を進めていく必要がある。

また、団体の増加に対応できるよう、開放対象施設の新規拡大を進めることも必要であるが、限られた施設をより多くの団体が効率的に使用できるよう、施設の貸出し方法、時間等についても、更なる検討が必要であると考えている。

運営形態については、総合開放化を進め、各学校の現状にあった事業が実施できるようにすること、あわせて、開放運営委員会等を活用し、委員会どうしの情報交換、情報共有ができる場を設けていくことも必要であると考えている。

そのためには、まず、現在、実施している学校開放委員の方々の考え、問題点等を利用者のニーズも含め、把握していき、どう課題の解決に結びつけ、よりよい事業運営をしていくかが重要なポイントであると考えている。

横浜市の学校開放事業 ～クラブ型組織の運営する学校開放～

横浜市教育委員会生涯学習文化財課長 中田 一志呂

1 <横浜市の学校開放>

横浜市の学校開放事業は、生涯学習の振興を目的に、学校教育や部活動に支障のない範囲で、市立学校施設を身近なレクリエーション活動、文化活動、スポーツ活動の場として、地域に開放している。

昭和 34 年、全国に先がけて事業を開始し、以来、順次事業の拡充を図ってきた。事業開始から半世紀を経過した現在、一部の高校や特別支援学校を除き、ほぼ全校で学校開放が行われており、地域の生涯学習の拠点として、多くの市民に利用されている。

学校開放事業は、「横浜市立学校施設使用規則」に基づき、学校施設の目的外使用（普通使用の特例）とされ、学校長が許可権者となっている。

社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、平成 18 年に「横浜市学校開放あり方検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、これからの時代に即した事業の在り方について提言を受け、平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 か年をかけて、事業転換を図ってきた。

開放施設	開始年度	開放校数 (H23. 4 現在)	開放時間 (原則) ※学校により異なる。
校庭・体育館	昭和 34 年	491 校	平日 18 時～21 時、休日 9 時～21 時
校庭夜間	昭和 58 年	23 校	18 時～21 時
プール	昭和 45 年	6 校	夏季休業中
音楽室等特別教室	昭和 55 年	79 校	週 3 日（日曜日及びその他 2 日）
市民図書室	昭和 55 年	86 校	週 2 日（日曜日及びその他 1 日）

2 <時代に即した学校開放に向けた取組>

(1) 学校開放を取り巻く状況の変化

事業開始から半世紀を経過し、この間に、都市化、少子高齢化、核家族化が急速に進展するなど社会情勢が大きく変化し、また、市民の価値観や地域ニーズも多様化してきた。

こうした中で、学校の果たすべき役割も変化し、様々な地域課題を解決するための拠点としての機能を担うことが求められるようになり、学校開放事業についても、時代に即した在り方が問われるようになった。

また、これまで、学校開放に要す経費は、電気・水道料、運営に必要な事務費・消耗品費など、夜間の校庭利用にかかる照明代を除いて、全てが公

費でまかなわれてきた。しかし、昨今の受益者負担適正化の動きに伴い、本市では平成 17 年 7 月に地区センターなどの市民利用施設に利用料金制が導入され、学校開放についても、受益者負担について問われるようになった。

(2) 学校開放活性化モデル事業の取組

検討委員会設置に先立ち、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて、「学校開放活性化モデル事業」に取り組み、これからの学校開放の在り方を模索した。

それまでの学校開放は、団体単位の利用が中心となっていたが、学校開放活性化モデル事業では、各学校に設置されている「学校開放運営委員会(自

治会・町内会代表、体育指導委員、青少年指導員、PTA代表、利用団体代表、学校関係者代表等から構成」(以下、「運営委員会」という。)が主体となり、日頃学校開放を利用していない多くの地域住民にも定期的にスポーツ・文化活動に親しむ機会を提供した。これは、学校開放事業が目指す子供から大人までが共に学び育つ生涯学習社会の基盤としての在り方を示すものであった。

この事業では、保険料や材料費等の実費を参加者負担として徴収する事例もあった。

モデル事業に取り組んだ運営委員会からは、「これらの自主事業は、世代間の交流の促進や子供が文化・スポーツ活動に取り組むきっかけとなっており、地域コミュニティの形成につながっている。」とその効果を評価する声も寄せられた。このことは、学校開放が、子供の育成、地域コミュニティの活性化、高齢者の健康保持など地域課題の解決に寄与するものであることを示している。

(3) 在り方の検討

先に述べた学校開放を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成18年に、有識者や地域団体代表、学校関係者等からなる検討委員会を設置し、これからの時代に即した事業の在り方について、次の3点を検討した。

- ・自主的・自立的な学校開放を進める仕組みづくり
- ・受益者負担の在り方について
- ・その他、学校開放を進めるために必要な事項

学校開放事業の現状を正確に把握し、様々な視点から検討を進めてもらうため、検討委員会の設置に先立ち、運営委員会と学校開放登録団体に対し、アンケートを実施した。また、検討委員会の中で、学校関係者を含め学校開放関係者から直接の意見聴取を行うことで、実態を調査した。

この調査から浮かび上がった学校開放の現状は、

- ・ほぼ全校で実施しており、年間利用者は約590万人にのぼる
- ・地域住民を対象とした事業を行う学校開放運営

委員会は、全体の28%にとどまっている

- ・学校開放にかかる事務費等の諸経費や、電気代などが公費でまかなわれている
 - ・学校開放にかかる実務を学校職員が担っているケースが多い
- というものであった。

この結果を踏まえ、検討委員会では、学校開放の課題を以下のように整理し、検討を進めていくこととした。

- ・地域住民を対象とした事業が少なく、一部団体の既得権化などの例がある。
- ・運営を担う地域の人材が不足している。
- ・書類が多く、事務処理が煩雑である。
- ・学校事務費が削減される中、学校開放にかかる電気代、水道代などの負担が大きい。

また、検討委員会では、学校開放の在り方を検討するとき、これからの学校運営のあるべき姿として、次の視点を理解しておく必要性も指摘した。

<視点1>地域コミュニティの拠点としての学校

学校と地域がそれぞれに持っている資源を生かしあい、地域が持つ様々な課題を解決するための拠点として活用していくことが求められている。

<視点2>地域全体で支援する子供の育ち

子供の育ち支援の取組みは、地域と学校と家庭とが連携して進めることが求められている。学校開放関係者も学校を取り巻く地域の一員として、学校施設を活用した子供育成機能を発揮していくという視点が必要。

<視点3>超高齢社会における地域住民の学びや健康保持の場としての学校

学校施設は、地域住民の誰もが気軽に学び、継続的にスポーツに親しむことによって、健康づくりや、地域コミュニティ形成の役割を積極的に果たしていくことが求められている。

(4) これからの学校開放への提言

検討委員会では、計5回の討議を重ね、「これか

らの学校開放の在り方」を提言した。

学校を拠点として活動を行っている学校開放の利用団体は、地域コミュニティの一員として、学校や地域が担うべき役割を果たせるよう寄与していくことが必要である。そのためには、これまでのような利用団体が単に学校施設を借りる立場にとどまっていた状況から、利用団体自らが、学校教育に支障のない範囲で、責任を持って自立して学校開放を運営していくことが課題であるとし、そのための新たな仕組みと学校開放の利用団体の負担の在り方を、次のとおり提言した。

提言 1 クラブ型組織による自主的・自立的な学校開放の運営

学校開放の運営は、地域住民や利用団体等で構成される組織が、登録料・会費や自主事業参加料を徴収し、自立的運営ができるクラブ型組織の仕組みによって進められることが望まれる。

提言 2 電気料や運営経費などの実費は、利用者負担

施設利用については、学校開放が学校施設の一時使用であり、学校開放の中で地域住民を対象とした公益的事業を実施することが期待される中、他の市民利用施設のような有料化はなじまない。

現在、運営委員会に支払われている諸経費や電気代など、公費負担となっている経費について利用者負担とすることが適当である。

提言 3 予約・運営管理システム導入の検討

利用者の利便性向上やクラブの自立化支援と学校の負担軽減のために、登録団体の利用調整や登録料・会費徴収を一元管理できるシステムの検討が必要である。

提言 4 これからの学校開放に期待すること

① 少子化・核家族化の進展、超高齢社会の到来などを踏まえ、クラブが主体となって、「地域住民を対象とした公益的事業」を展開することが期待される。

② これからの子供たちの健全な育ちのためには、学校運営にも、地域との連携が不可欠となることを踏まえ、クラブ登録団体の学校運営への協力や学校職員のクラブ主催事業への協力など、連

携・支援の体制を構築していくことが望まれる。

(5) クラブ型組織の運営する学校開放へ

提言を受け、平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 か年をかけ、新たな仕組みと利用者の負担による「クラブ型組織の運営する学校開放」へと順次移行を進めていった。

大きく分けて 5 つの改革を行った。

① ○○学校開放運営委員会から、○○学校文化・スポーツクラブ（以下、「クラブ」という。）に改組

従来の運営委員会を母体としながらも、利用団体の積極的な関与を求め、学校職員に事務を負擔させない新たな組織とすることを求めた。

これまで学校職員が会計を含め運営事務を中心に担っていたが、クラブ移行後は、学校職員には顧問の立場での関わりをお願いした。

また、クラブ設立にあわせ、クラブの基本ルールとなる会則（規約）をそれぞれの地域の実情に合わせて作ってもらった。

② 学校開放事業にかかる委託料を廃止

事務費や消耗品費、備品費等学校開放に要す運営経費を、教育委員会から運営委員会に対し、委託料として支払っていたが、これを廃止した。移行期には、クラブに対し補助金を支払い、自主的な運営を支援したが、全区での移行完了により、補助金も平成 22 年度をもって廃止した。

クラブでは、学校開放にかかる諸経費を利用団体の費用負担によりまかなう自立的な組織とした。負担する金額は、各クラブで、利用状況等を考慮して決めていただき、クラブ会則（規約）の中で定めてもらった。

ただし、個人利用の市民図書室及びプールの開放については、従前どおり、クラブへの委託による運営を継続することとした。

③ 夜間照明電気料の徴収

これまで校庭の夜間利用に限り徴収していた電気料について、平成 20 年度から、体育館、格技場の夜間利用についても徴収することとした。

電気料単価は、体育館では 1 時間あたり 150 円、

格技場では1時間あたり 50 円、校庭の夜間照明は従来どおり1時間あたり 700 円。

④ 学校開放予約管理システム「なかまなび」の導入

利用団体の利便性向上、クラブの自立化支援を図るとともに、インターネット上に載せることで、公開性を高め、公平な利用を図ることとした。

利用団体が予約管理システムに入力を行うことで、夜間照明電気料が自動計算され、請求が容易になっている。また、年間の利用実績の管理が容易となるなど、クラブ・教育委員会の双方の事務負担の軽減にもつながっている。

⑤ 地域に向けた自主事業への支援

平成 21 年度より、「地域貢献事業補助金」制度を設け、クラブによる地域住民を対象とした公益的事業の実施を支援することとした。

地域住民が個人で自由に校庭や体育館等を利用できる「土曜日自由開放」(年間 12 日以上) や、地域の誰もが参加できる「自主事業」(〇〇教室の

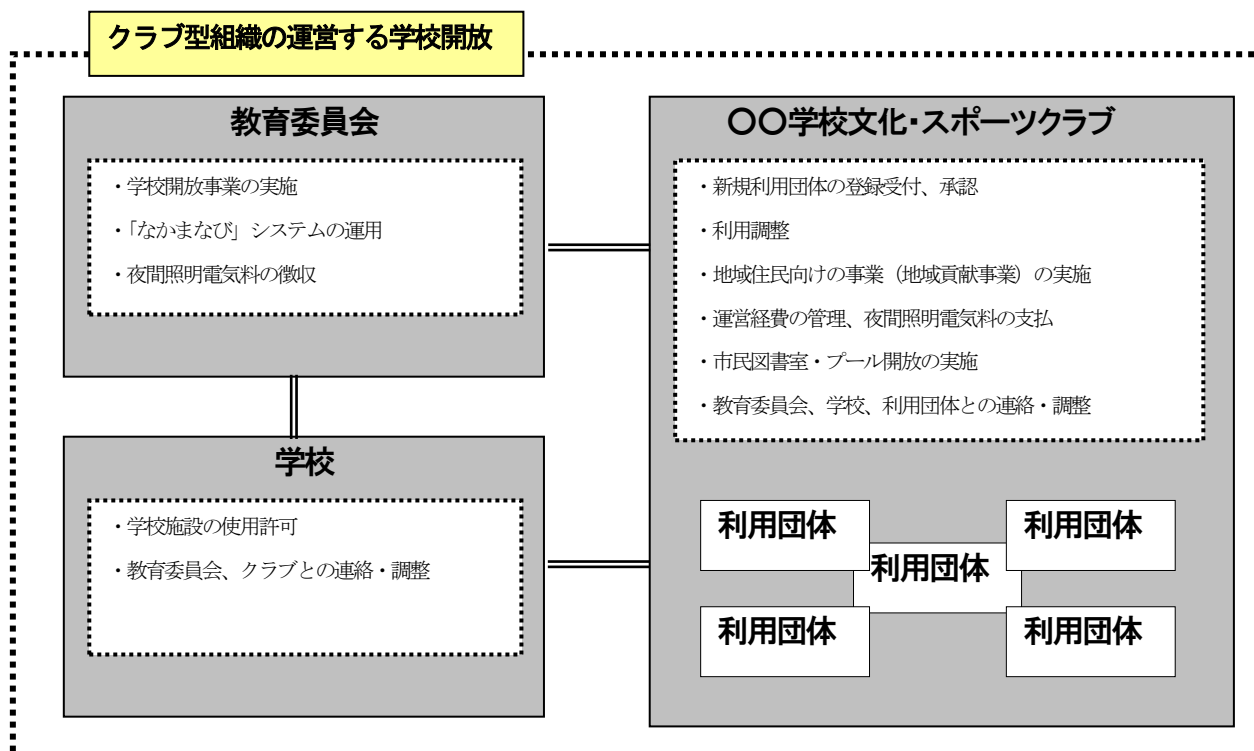
開催等を年間 6 回以上) の実施に対し、年間 3 万円を限度にクラブへ補助している。

3 <学校開放の今後の在り方>

移行期を経て、平成 23 年度、新たな仕組みと利用者の負担による「クラブ型組織の運営する学校開放」がようやく足並みをそろえてスタートした。

「クラブ型組織の運営する学校開放」とは、市民利用施設と異なり、学校開放利用者が、単なる利用者にとどまらず、運営に積極的に参画するとともに、運営にかかる諸経費を負担する、学校開放における受益者負担の仕組みといえる。

今後は、この新たな仕組みを検証しながら、必要に応じて見直しを図り、よりよい学校開放事業を目指していきたい。



学校施設有効活用委員会としての総合型地域スポーツクラブ

NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF副理事長 菊地 正

1 <学校開放に関わるようになった経緯>

(1) クラブの立ち上げの経緯

私は、地域の川崎市立久本小学校・高津中学校のPTA会長を務め、その時期に施設開放委員長を長く受け持った。当時は、学校の校長、教頭にも積極的に施設開放委員会の運営に参加いただき、学校、地域、PTAがとてもいい連携の中、運営が行われていた。しかしながら利用団体が増えるにつれ、きめ細やかな管理運営が要求されるようになり、今までどちらかと言えば、内々でやっていた会の運営も公益性が求められるようになってきた。

平成15年、総合型スポーツクラブの設立準備委員会が発足。メンバーは、学識経験者、町会自治会会長、体育指導委員委員長、青少年指導委員委員長等各地域の代表者、PTA・OBと行政が参加し、様々な討議が行われた。1年間、委員会が行われたが、なかなか具体的な話がまとまらない会議が繰り返された。いつから、誰が、どこで、何を、活動するのか？答えが出ない。やはり、誰が、の部分を明確にしないと会議は進まない。そこで、会議のメンバーを総入れ替えした。それぞれ組織の代表としての立場ではなく、一人の地域人としての参加に切り替えた。結果、組織としての考えではなく、個人の考えで、クラブ設立への積極案が、多彩に出るようになったのである。

例えば体育指導委員の協力は不可欠であったが、委員会としての参加は、負担が大きく積極案が出にくかったが、メンバー一人一人が個人となると、個人的な意見が様々に飛び交ったのである。その結果集まったスタッフ約45名が、自ら会員になり会費を納め、クラブの活動がスタートする状況が整った。ほぼ同時に約220人の一般会員が参加。15種目程のプログラムを開始した。しかし、設立時の問題として、活動場所の確保も、大きな問題となった。文部科学省が推進する事業として、あ

る程度開放施設の優先利用も議題にあがったが、これは最初から我々は視野にはなかった。今まで一緒に活動してきた地域の利用団体を追い出す結果になることは、誰もが分かることで、利用団体といかに良い関係を持ち続けるかが、クラブの将来をも決定づけると思ったからだ。そこで、利用団体と徹底的に話をすることにした。3回目までの話し合いは、各団体からは、現状ではSELFが活動するスペースは全くなく、「入る余地なし」という厳しい意見が大半であった。4回目の会議に各団体の過去3年間の利用報告書を確認し、新たな発見があった。

例えば、中学校の体育館がバドミントン6面取れるスペースがあるのが、4人で1面を利用しても、利用率100%のカウントをしていた。これを2団体3団体、それ以上でも利用できるようにすれば、他団体との練習試合もでき、コミュニケーションづくりに役立つ。このような結果から体育館をバスケット2面、バレーボール2面など幾つかの種目が共有する考え方を提案した。

また、管理上の問題で、学校との連絡がスムーズにいけないこと、体育館の鍵のコピーを各団体が所有していること、緊急の連絡網が確立されていないこと、予算管理、施設管理、修繕・備品等、学校が全ての管理を行い、その全てを教頭が担っていること等々、様々な問題が浮上してきた。

これは、SELFにとって、活躍の場が明確に見えてきたときであった。まず、中学校の体育館を半面使用にする計画をした。少人数の団体同士は、一緒に活動することにより、練習試合を組めたり、仲間づくりに役立ったりした。また、2小学校、2中学校の4校を一括管理することにより、小学校の小さい体育館で活動できる団体は、小学校に移動してもらった。このことにより、高津中学校の体育館の半面が週に3日ほど空き、SEL

Fの活動に充てることができた。他の団体の利用日、利用スペースを減らすことなく解決できたのだ。

さらに現在では、10団体以上の新規加入団体も仲間に入ることができた。また、一番重要な施設管理においては、SELFが、毎日、21時まで活動を行っているので、夜間の安全管理、終了後の施設管理を行うことができる。団体と学校の連絡もSELF事務局が窓口になり、緊急時の連絡や予定の連絡、団体へのお願い等メール連絡網、ホームページでタイムリーにサービスできる。結果的にはSELFが加入したことにより、委員会の開催や情報提供において各団体から大きく評価を頂いている。

(2) 総合型クラブ育成推進事業受託

平成16年度より財団法人日本体育協会育成指定クラブ事業を受託し、年間300万円の委託費を頂き、本格的にクラブの運営がスタートした。スタッフは全員仕事をもち、夜、クラブに集まり、運営、事務処理、企画計画、広報等々目が回る忙しさの日々だった。事務所の什器備品はほとんど勤務先、行政等から頂いてきたもので整備された。毎日12時過ぎまでの仕事が続きその後また地域の居酒屋でミーティング。毎日このパターンで、体もお金も家庭もいっぱい状態であった時期である。このままでは、とても長く続かない、次に受け継いでくれる人材が出てこない。みんなの気持ちは共通していた。しかし、こんな厳しい状況でも活動自体は楽しく、やりがいのある気持ちはスタッフ全員一致していたし、与えられた役割を責任を持ってこなしていた。

この委託事業の受託により2年間会計、税務処理等組織づくりの大きな基礎になったことは間違いない。その後も川崎市内の育成連絡協議会、一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク、総合型地域スポーツクラブ全国協議会、ジャパクラブマネジャーネットワーク等の設立や現在受託している川崎市高津スポーツセンター指定管理、川崎市立学校学校施設地域管理業務、

川崎市学校施設有効活用事業、地域スポーツ人材派遣業務、スポーツコミュニティの形成促進事業等、様々な委託事業の実施、組織づくりの基礎となった。

(3) クラブハウスについて

我々が総合型スポーツクラブを立ち上げたいと思った理由の1つに、クラブハウスの存在があった。PTA活動や様々な地域活動の中で、地域の人が集まり地域のこと、学校のこと、子供たちのことなどを話すコミュニティがどうしても必要であった。

この地域には、SELFが設立される前から、まちづくりを真剣に考えてきた仲間がたくさんいた。当時川崎市全中学校区で発足した、地域教育会議では、学校、地域、家庭を結ぶための話し合う会議が、活発に行われていた。この会議の中で「地域活動の拠点となるスペース」が欲しいという意見が多くあった。そこで高津中学校校長から、クラブハウスを拠点とする総合型地域スポーツクラブ構想の紹介があり、多くの部分で地域教育会議の目指すものと一致すると感じた。今でもクラブハウスの存在は一番重要な要素と考える。地域もPTAも長い歴史を持つ組織で、様々な活動、会議が行われてきたが、過去の歴史をしっかりと保存する場所、手段がなく、なかなか点から線・面になる活動が難しかった。毎年すばらしい活動をそれぞれが行っているが、それを継続するための場所が、なかなか確保できない状況であった。

クラブハウスの話を聞いたときに、これはPTA、地域の人たち、子供たちそしてSELFの会員が共有することにより、すばらしいコミュニティが生まれることを確信した。学校としても生徒の個人指導に活用したり、何か急に困ったことが起きたりしたときに、まずは、クラブハウスに顔を出して、誰かに相談することで、様々な問題も解決することができる。正にこれを現実にするのが、クラブハウスの存在であった。

現在、クラブハウスは高津中学校の体育館棟の1階に設けられている。当時は、1階が木工室、

2階が金工室で共に普通教室の2倍くらいのスペースがあった。当時、技術家庭科の授業が選択になり、授業数が減ったため、校長が、木工室を二階に上げ技術家庭科室として、1階をクラブハウスとして、スペースを提供していただいた。その結果、事務室、談話室（給湯、設備）会議室、トレーニングジムの4室に冷暖房完備のクラブハウスが完成した。



【クラブハウス入り口】



【事務室】



【トレーニングルーム】

総合型クラブの運営にクラブハウスは不可欠のものである。ドイツのクラブでは、基本的にクラブはクラブハウスを自己所有する。そこでメンバーのコミュニケーションを図り、実際の活動は、サッカーや水泳、ハンドボールなど公共施設へ行き活動する。このようにクラブハウスの重要性は明確である。しかし、日本においては、自己所有はコスト的に不可能であり、公共施設の活動場所もそう自由には利用できない。どうしても学校施設を活用しないと不可能であると考えます。

PTA、地域の組織の様々な方々とクラブハウスを共有することによりSELFの存在も地域との関わりがとて深くなったと感じる。

（4）クラブの理念

SELFのコンセプトは、人づくり・街づくり・仲間づくり・健康づくりを中心に地域のコミュニティークラブとして活動している。幼児から高齢者まで誰もがいつでも誰とでもスポーツ・文化をテーマに仲間づくりができる。また子供たちが安心して楽しく遊べる「遊び場づくり」を目指している。今、余りにも大きな外部からの様々なプレッシャーにより、スポーツそのものが嫌いになり、続けられず途中挫折してしまう子供たちの例が少なくない。SELFの活動は、レギュラーも補欠もなく、チームを組まず、対外試合も基本は行っていない。運動が嫌いな子も得意な子も他校の子たちと子供たちがスポーツを楽しむ環境づくりを

心掛けています。引率で来ている保護者の方も、いつもと違い、のんびり我が子のプレーを楽しんでいる。

また、同時に開催されているフラダンスやピラティス、ヨガ教室等に参加する方が増えてきた。このような環境で子供たちが中学へ進み部活動で更に練習を積み、全国へも出場できる選手が増えてきた。これはSELFにとって自信と喜び以外の何物でもない。将来的には、地域スポーツ、生涯スポーツ、学校体育・部活動、企業スポーツ、トップスポーツ、プロスポーツが一つの舞台で、活動できるような施設環境が必ず必要になる。そこで将来的に必要なのが、学校施設の整備だと思ふ。小学校の体育館が小さくて良い理由がない。小学校でも地域のスポーツセンターでも、公式サイズの施設が必ず必要であると思ふ。各学校に観覧席付きの施設を整備し、それを近隣校、地域トップチームも共有することにより、それぞれのチームが地域性を出し、活性化されていくであろうと考える。この一般開放部分を地域がクラブ管理をし、学校施設の有効活用につなげていく。各地域に総合型クラブが立ち上がりこの事業を受け持ち、施設の有効利用と総合型クラブの活性化に結び付く好循環が期待される。

2 <学校開放の実際>

(1) 施設の利用の割り振り

- ・利用施設：川崎市立高津中学校グラウンド、体育館、特別活動室(多目的室、武道室、クラブハウス)
久本小学校グラウンド、体育館
- ・時 間：18：00～21：00
- ・学校休業日：9：00～21：00
- ・利用団体：地域団体約75団体
- ・料 金：無料

4回/年の施設開放委員会を行い、学校スケジュールの確認、利用上の問題点、備品、消耗品の整備確認等、全団体が出席して確認する。

この会議で、学校からの要望、利用者からの要望が出され、みんなで協議する。基本的には、1

年間登録した団体は、継続して利用できる。

年度末に次年度の利用日程等の確認をし、重複がなければそのまま利用してもらう。もちろん、新規参入希望団体も毎年出てくる中、4校の施設をバランスよく活用するための配置が必要であるが、無断で欠席する団体や、ルールを守れない団体等は、その利用を停止する旨を厳しく伝えることにより、空きスペースに新規団体の参加を認めていく。

また、SELFが管理することにより、メール、HPにより利用の情報を常に配信し、利用団体の利便性を向上させている。このことにより利用者も委員会への協力を積極的に行ってくれる。また、現在無料で利用できているが、川崎市も将来的には受益者負担を検討している。現在、利用団体もトイレトーパーや石灰、ダスト等必要に応じて各団体が補充に協力してくれる。以前より受益者負担の考え方を皆さんに伝えているので、電気代や消耗品位は、各団体が負担していくという考え方には理解を示している。

(2) 運用のノウハウ

① 行政、学校との関係

川崎市においては、施設開放委員会に対し、指導委員手当、消耗品費が、1施設当たり(体育館1施設、グラウンド1施設と考える)年間30万円程度予算化されている。しかし、消耗品費は、全く足りない。また、学校の備品、修繕費、消耗費等へは予算は使えず、学校としては、利用が多くなると支出が増え歓迎されない。

どこの団体も、学校はなかなか貸してくれない、というイメージを持っている。確かに学校や校長にお願いしても難しい、という声をよく聞く。前述したように学校は予算もないし、管理する余裕もない。教頭がほとんど対応しているが、これ以上仕事を増やしたくない、という状況である。しかし、学校も地域の方々の協力は、少しでも欲しい所である。

施設開放委員会が、あるいは自分の団体がどれだけ学校への協力ができるかを考える必要がある。

当然、学校への負担を少しでも減らすこと。

修繕、清掃、草刈り、ペンキ塗り等々学校にはたくさんの仕事がある。年に1度でも良いので、みんなで協力をする。SELFが中心となり、様々な仕事をボランティアで協力している。前述したが、消耗品は自分たちで持ち寄ったり、卒業式の飾り付けをみんなでやって祝ったり、簡単にできることはたくさんある。また、SELFとしては、学校行事への積極的な参加をしている。特に10月に行われる学校のフェスティバル、文化祭では、生徒のふれあい体験教室として、23の体験教室がSELF指導者や地域の指導者の協力により、開催される。模擬店も出店する。地域がそれらに積極的に係り、学校と地域が【WIN-WIN】の関係をしっかり持つことと考える。この関係なくして、学校へのお願い事は、考えられない。

② 地域、他のスポーツ団体との関係

大前提として、SELFは学校施設を優先利用しない。SELFが独占利用するのではなく、いかに地域団体と共有していくか。また、学校と団体とのパイプ役になり、現場での対応、学校への報告、学校からの要請、また急な利用禁止、空き情報の提供など団体への情報を速やかに提供することにより、施設の有効利用が実施されている。

体育館、グラウンドなどはもとより、クラブハウス、特別活動室、会議室なども地域団体やPTAなどの団体と共用している。このことにより地域のコミュニティーとしての役割を大きく担っている。

地域には数多くのスポーツ団体があるが、SELFの活動は、あくまでも地域コミュニティー形成を主としているので、技術の向上、トップアスリートの育成だけを目的とはしていない。その結果、地域のスポーツ団体は、楽しくスポーツをする、友達をつくるといった目的で、会員が増えていく。他の団体のメンバーが、子供たちの指導に当たってくれたり、イベントに参加をしたりし、SELFの運営協力をしてくれている。子供たちは、自分の加盟しているチームでは、厳しく上位を目指す練習を積み、SELFでは、スポーツを楽しむ。

また、もともとスポーツ嫌い、学校体育で授業についていけない子供たちが、スポーツを遊びから入るなどの研究をし、文部科学省委託事業のスポーツコミュニティー形成促進事業の小学校体育指導コーディネーターを活用し、指導に当たっている。このように幼児から高齢者まで地域の健康づくり、人づくり、仲間づくり、まちづくりに貢献している。

さらに、川崎市高津区との協働事業で【たかつスポーツネット】を開設。区内のスポーツ団体の情報、行政の情報などホームページで紹介し、地域のネットワークを形成している。

③ 施設管理のノウハウ

施設の管理も現在、事業として、川崎市高津スポーツセンター指定管理、川崎市立学校施設地域管理業務委託を受託している。スポーツセンターにおいては、SELFが運営を行っており、利用者のニーズに合った運営が、的確に行われ、受託前には年間17万人の入館者が、22年度は26万人に伸びた。

自主事業を積極的に行い、アンケート調査により来館者の要望に早く対応する。安全管理に関し、修繕など地域の体制で敏速に施工するなどスピーディーな対応に心がけている。学校管理業務も元PTA会長やOBの地域の方々に学校での用務員業務（管理校務員）についてもらい、日常、学校での子供たちとコミュニケーションを図るとともに、施設開放やSELF運営にも大変大きな力を発揮している。SELFの活動が主に学校部活動終了後夜間であるため、終了が21時30分になるが、学校全体の施錠、消灯、点検も管理校務員が行い全ての活動の終了を確認するので、責任を持った管理ができています。

3 <学校開放の今後の在り方>

(1) よりよく学校開放を進めるために

川崎市は現在、施設開放は無料で運営しているが、公平性の確保をするために将来的には受益者負担を検討している。現在、各区に1校のグラウンド夜間開放では、照明代30分500円を器械管

理により徴収している。当面、体育館の電気代負担程度で考えているが、市全体では、年間約1,500万円の負担をしている。しかし、これを有料化にするための管理は、人件費、機械装置費など、費用が発生し、費用対効果に問題がないわけではない。そこで、クラブ管理が不可欠と考える。総合型地域スポーツクラブを初め、様々な地域クラブが、この事業の運営に携わるのだ。前述したようにクラブ管理ができれば、施設開放委員会の運営も行い、スペースの確保、新規団体の受入れ、学校とのコミュニケーションを取ることができる。少々でも指導者委員手当や管理費で、クラブの収入にもなるので、地域団体に積極的に委託する。

しかし、徴収された収入が、学校に還元されないと学校としては積極的になれない。現在、SELFは、水道光熱費、利用料などは支払っていないため、消耗品の提供や様々な修繕や備品の共用を行っている。将来的には、学校施設の整備が必要だ。

学校の使わない時間をいかに地域に有効活用してもらうかは、施設の充実、受益者負担、地域管理者の設置が不可欠ではないだろうか。SELFでは、市立小学校、中学校、高等学校が同一の敷地内にある。こんな恵まれた環境は、今後ともないと思う。学校建て替えの時期に将来を見つめ、小中高の合築を強く望んでいる。

その結果、400mトラック、野球場も整備可能である。温水プールも近隣校共有でできるのでは？グラウンドの地下には、公共地下駐車場、駐輪場なども駅の近くなので大きな需要があると考えられる。それを地域が管理し、少しでも収益を見込む。そんな姿が今の地域の夢、望みだ。ドイツに負けない総合型を国が本気で考えているならば、学校施設整備は不可欠である。

(2) 総合型クラブが学校開放に関わる意義

総合型地域スポーツクラブの運営には、人、物、金が必要条件と言われている。人はもちろん、地域に豊富な人材がいる。それをどう発掘するかだ。もちろんキーマンと言われる人材が必要だが、ど

の地域にも適任者はいると確信している。金は、人が集まる場所があれば、みんなで知恵を出し、財源がなければならぬの運営の方法を考える。

しかし、物(活動場所、クラブハウスなど)は、どうしても行政、学校に頼る以外方法がほぼないと考える。そこで、総合型地域スポーツクラブの運営には学校との関係が大変重要であることが明らかである。それには学校施設開放運営において、地域スポーツ団体との関わりを持ち、施設開放有料化における管理団体として施設開放委員会事業を受託する。

さらに、川崎市のように、将来は学校施設地域管理業務の委託を受託した上で、深く学校と関わりを持てるようになるのが、理想と考える。これこそ学校、地域、家庭、子供たちとのコミュニケーション形成に大きな力になると思う。まだまだ少ない日本のスポーツ施設環境の中で、将来の子供たちの体力増進、高齢者の健康保持、部活動の活性化、そしてトップアスリートの育成に至るまで、学校施設をいかに活用できるかということが、今後大きな意味を持つてくるのではないだろうか。

地域のそうした課題を受け止めつつ、学校施設の有効活用をマネジメントできる総合型地域スポーツクラブの育成は、重要な課題である。

総合型地域スポーツクラブは、地域の大人がもっともっと子供たちに関わり、皆が健康で、笑顔で、挨拶ができる地域社会を作るための【子供の安全な遊び場づくり】を提供することができる。する人、観る人、支える人の重視、【連携・協働による好循環】を現実にする環境づくりを国に大いに期待したい。





【クラブ活動の様子】

廃校を活用した学校開放の運営

調和SHC倶楽部 専務理事 野村 清

1 <学校開放にかかわるようになった経緯>

(1) クラブ立ち上げの経緯

調布市の学校開放は、東京都の一極集中が問題化し始めた昭和44年4月に始まった。

東京オリンピックが終わり、その興奮が冷めやらぬ中、大きな発展を遂げようとしている日本の首都、東京は活況に満ちて全国から人が集まり、田園風景が色濃く残る多摩地区は衛星都市として開発の真ただ中であつた。雑木林は宅地となり、農地はマンモス団地建設のための用地として格好の対象であつた。それは同時に、子供たちの安全な遊び場を減少させ、日常生活の中に交通事故の危険性が増加していくという結果を招いた。

そこで調布市は、子供たちに安全な遊び場を提供するという目的で「校庭開放」を実施した。これが学校開放の始まりである。当初は21ある小学校のうちから、実験的に2校を選んで実施した。

このうちの1校が大町小学校であつた。

開放施設が校庭のみから体育館も加わるに連れ、その施策は、瞬く間に市内の小学校区域に広がり、施設提供型の一般開放校は4校、地域の人たちに運営まで委託する総合型学校開放校は17校となつて市内全ての地域で学校の施設を利用できるようになった。

平成に入ってから、少子高齢化の波は調布市も例外とすることはなく、市は、南西部に位置する二地域、菊野台、西つつじヶ丘にある2校（大町小学校と野川小学校）の二つを統合することにした。調和小学校の誕生である。この結果、大町小学校は廃校となり、ここをいかに活用するかが行政と地域住民にとって重要な課題となった。

平成12年、文部省が策定した「スポーツ振興基本計画」を背景として、市は「学習の森構想」を発表した。この構想は地域コミュニティの核として、周辺にある公園、体育館、プール、ス

ポーツ施設、図書館等の公共施設や農地、民間施設、大学等との連携により、子供から大人までが、生涯学習の場としてあらゆる事業を行う地域を「学習の森」と位置付け、調布市全域を幾つかの学習の森で覆う構想であつた。この施策の実施を廃校する大町小を拠点とすることにし、推進準備委員会を発足させ、平成13年12月に第1回の意見交換会を行った。出席者は、行政関係者が6名、地域の諸団体（健全育成推進委員会、施設開放委員会、調和小学校PTA、子ども会、自治会、小学校関係者等）12名の計18名である。この意見交換会を3度行って、各代表者の意見を調整した後、平成14年2月、「学習の森構想」を基とした総合型スポーツ・文化クラブの設立を決め、事務局を設置し、準備作業を開始した。

3月に入ると設立準備は急ピッチで進められ、3日に総合型スポーツクラブの先進地を視察、7日に第1回事務局会議を開催してスポーツ振興くじの助成に必要な諸手続及びクラブの規約の検討に着手した。そして15日に規約案をまとめ、同日、助成金申請予算書を提出し、クラブの名称を「調和SHC倶楽部」に決定した。この後、「学習の森構想」を自治会、敬老会等地域の諸団体に説明する一方、4月には市長、市議会議長、教育長に活動報告書を提出して「学習の森構想」の実施を確認した。

8月にスポーツ振興くじの助成が決定したことで、9月2日には「調和SHC倶楽部」設立準備委員会は解散して、設立仮理事会へ移行、施設開放委員会の調和SHC倶楽部への統合及び今まで行ってきた学校開放事業の継続が、行政を含めた出席者全員の承認のもとに決定し、9月28日に設立準備総会を迎えることになった。

設立時の会員数は、学校開放サークルに所属していた約200名だけ、調和小学区の住民約2万人の1%に過ぎず、倶楽部の経営のために、い

かに地域に調和SHC倶楽部の活動を浸透させるかが最も重要な課題であった。

市内の各学校開放委員会は、毎年、地域の人たちとの交流を深めるイベントとして、地域運動会を行ってきた。調和地区では、第四回地域運動会から調和SHC倶楽部の主催となった。市のスポーツ振興審議会の提言にあるように、当初こそ画期的な事業として、各地域独自の活動を推進していた学校開放事業も運営上の諸問題を抱えて停滞期に入りつつあった時期である。第四回大会の参加者は、SHCの会員、協力団体の役員、小、中学生及び役員として協力してくれたPTAの人たちだけの約300人であった。どうすれば、もっと多くの地域の人たちが参加してくれるか、この難問について協議検討を重ね、プログラムの更新が重要と結論づけられた。そして翌年度は、新たな種目を導入、16種目とし、更に昼食休憩時のイベントの開催も実施した。これが地域の人たちの大きな評価を受けて年々増加し、第十回地域運動会では、1,200名を超える参加者を得て今日に至っている。

(2) 調和SHC倶楽部の理念及び目的

調和SHC倶楽部の設立趣意書には、本当の豊かさとは何なのかに言及している。

飽食の時代と言われるほど、世界中のあらゆる美味、珍味が食卓に並び、ただ座っているだけで日常の家事を済ませてくれる。これほど豊かな物質文明を享受した時代は、少なくとも今までの日本にはなかった。しかし、その豊かさを得た代償に、もっと大事なもの、かけがえのないもの、例えば近隣同士の温かみのある交流、町中で出会う子供たちに注ぐ優しいまなざしなどを失ってしまったのではないか、その疑問に突き当たってしまった。そしてその答えを見いだすために、もう一度、人間は何のために生き、何のために働くのかを、原点に立ち戻って考えてみる必要がある。これが倶楽部設立の本旨である。

誰もが、いつでも、何にでも参加でき、気軽にスポーツを楽しみ、文化芸術に親しみ、運動に汗

を流せる、そんな環境を子供から高齢の人に至るまで提供し、地域コミュニティの拠点となって「街づくり」の核でありたい、その理念の下で日々の活動を行っている。

2 <学校開放の実際>

(1) 施設利用の割り振り

旧大町小学校の時代(昭和44年から平成10年まで)は、総合開放校であり、施設開放運営委員会が毎月1回の運営委員会を開いて利用施設の割り振りからイベントの実施までを決してきた。そのときの使用施設は、体育館と校庭だけであったが、調和SHC倶楽部になってからは、旧大町小施設と新しく建設された調和小施設の両方が利用できることからその活動内容は飛躍的に拡大した。利用可能な施設は、調和小アリーナ、校庭、室内プール、開放会議室、旧大町小体育館、校庭及び図書館二室である。

調和小学校の諸施設は、当然のことながら、学校使用が第一で、次いでPTA、そして健全育成推進委員会、調和SHC倶楽部の利用順位は四番目である。したがって3月から4月にかけては、使用できない日が多く、室内プールに関しては、一般市民の利用を優先させることで夏期(7~8月)は倶楽部としての利用はできない。また利用時間は、土曜、日曜、祝日は、特別な行事のない限り全面的に利用できるが、学校のある平日は、全ての授業が終了してからで四時以降の活動となる。

旧大町小学校の施設に関しては、老朽化が進む校舎内を除けば、全てが利用可能で、体育館、校庭は日常活動のために、図書館二室は、一方を調和SHC倶楽部事務局として、他方を会議室兼少人数の体操教室として利用していた。

当倶楽部のメイン施設であった旧大町小学校は、廃校に伴う改修工事が平成19年度から20年度にかけて実施され、図書館二室は移動、体育館はリニューアルされ、校庭は天然芝のグラウンドに、校舎跡にはテニスコートが二面、新設された。

この施設は、市民のためのスポーツ施設であり、当倶楽部の独占使用が許されるわけではない。し

かしながら、調和SHC倶楽部の設立の原点は、「学習の森構想」にあり、その本旨は、廃校になる旧大町小学校を利用し、地域コミュニティの拠点として「街づくり」の核となることを目的としていた。そこで行政側と度重なる話合いの結果、優先枠を確保することになった。ただ、一般市民の利用が基本であることから、土曜日、日曜日の利用はできるだけ自粛し、倶楽部としてのイベント利用もできるだけ控えることで合意した。

また移設された図書館二室のうち、当倶楽部の事務局として使用していた一室は、一部を従来通り事務局として、一部をこの施設の管理棟にすることとなり、他方は会議室として市民の利用に提供されることになった。

施設利用の割り振りは、毎月1回、施設利用サークルのあるスポーツ部会、健康部会、ジュニアサポートに所属している各サークル・教室の代表者が集まり2か月先までに利用日程を決める。したがって曜日、時間の変更は翌月分はできない。

また、調和小学校諸施設の管理は、民間の管理会社が行っているが、休日の利用管理は当倶楽部に任されている。ただ、利用順位の変更はないので、校庭は小学生ソフトボール、小学生サッカーを割り振り、それ以外の時間に硬式テニスとグラウンドゴルフが使用している。

利用料金は、施設ごとに違うが、調和SHC倶楽部の所属サークルの利用料金は、倶楽部が負担している。なお、室内プールを除いた調和小学校の諸施設は無料である。

(2) 運用のノウハウ

① 受益者負担等について

倶楽部設立当初の最大の問題は、会員のほぼ全てが学校開放サークルに所属していたことで、無料で使用していた学校施設が倶楽部の発足と同時に有料化(年会費の徴収)されるのはなぜかという有料化に対する抵抗が根強かったことであった。

これに対し、最初の2年間は、助成金の多くを老朽化していた各サークルの備品購入に充て、各会員が収めた会費以上の負担を倶楽部がすること

で不満を吸収した。しかし、クラブ経営の今後を考えたとき、安易な会費の改定は、かなりの抵抗を受けるということを実感したのも事実である。

次に倶楽部主催の各種イベント(運動会、文化祭、体力測定会等)には、会員は無条件の参加と労力の提供が求められる。しかし昼食代程度の謝礼しか支払えない現状では、度重なるイベントへの参加を重荷と感じて退会する会員がいるのが実情であった。会員に必要以上の負担をかけないため、各サークルからの参加者をできるだけ少なくするとともに、倶楽部のイベントを地域交流と知名度の向上だけに重点を置くことで厳選し、最小限の参加負担にすることに努めた。

また、各サークルの対外交流については、積極的に推進し、優先枠とは別に市民大町スポーツ施設の確保を市へ求めるなど、倶楽部としての活発な活動が会員に評価され、初期40%近くあった退会率は年々下がり、今では20%程度にまで減少している。

② 行政との関係

当倶楽部にとって、最も幸いだったことは、この事業(総合型スポーツ・文化クラブの設立と運営)を行うに当たり、行政が積極的に支援してくれたことであり、廃校を拠点として立ち上げたことである。総合型クラブは、全国各地に数多く存在するが、立ち上げと同時にクラブハウスがあった例は、それほど多くはないと思う。これには、会員のすべてが行政に深く感謝している。

当倶楽部は、行政の財政支援に関しても大いに恵まれていた。調布市は、文部省が策定したスポーツ振興基本計画を背景として打ち出した「学習の森構想」を推進するため、調和SHC倶楽部に対し助成することを決めた。この助成金は、スポーツ振興くじによる助成で、5年間の逡減方式を採り、毎年10%強が減額されて、5年間で打ち切られることになっていた。しかしながら、5年間の経過した後、施設の改修工事が始まり、倶楽部としての積極的な活動ができない状況となることから、更に助成を2年間延長してくれることと

なった。また、改修工事が始まった平成19年度より、市で行っている健康体操事業を受託し、その事業収入が当倶楽部の財政に大いに寄与している。

行政に対する種々の要望や許可申請は、その都度、当倶楽部の担当部局である調布市スポーツ振興課へ申し入れて協議していた。しかし、平成19年度から旧大町小学校の取壊し工事とそれにつながる改修工事が始まってからは、行政の工事の進め方や進捗状況の説明などが頻繁になったこともあり、定期的にスポーツ振興課と会合を持つようになった。平成21年度には、旧大町小は市民大町スポーツ施設としてリニューアルオープンした。この管理業務を当倶楽部が受託してからは、施設の管理運営に関してだけでなく、倶楽部の活動状況を含めた全般的な事項に対し、毎月一度協議を行っており、定例会として定着している。

③ 地域との関係

調和地区には、小学校が1校、中学校が2校ある。この中学校2校には、調和小学校を卒業した子供たちのほとんどがどちらかへ通うことになる。この多くが、当倶楽部の子供会員であることから、この3校の学校長を参与として迎え、理事会に出席して意見を述べてもらうとともに、当倶楽部のイベントに招待し、また各学校の入学式や卒業式には、必ず出席するようにして親交を深めている。さらに、当倶楽部の会長並びに事務局長は、調和小学校の評議委員を兼ね、定期的に学校側から子供たちの現状について説明を受け、意見を述べている。年に一度の地域運動会では、調和小先生チーム、PTAチーム、SHCチームとの対抗リレーを実施し、終了後に行われる懇親会は毎年大いに盛り上がっている。

調和SHC倶楽部の知名度の向上を図るため、平成15年1月、東京都広域スポーツセンター育成事業の一環として行われているスポーツ交流大会を倶楽部の設立記念行事として行うことを決め、卓球をメイン種目として近隣の諸団体に呼びかけ参加チームを募集した。調和SHC倶楽部として

行った二つ目のスポーツイベントである。この呼びかけに応じた他地域からの参加は18チーム、これに当倶楽部の6チームが加わって24チーム220人が熱戦を繰り広げ、ほかに水泳、グラウンドゴルフ、ミニテニスの指導も行われ、成功裏に幕を閉じた。この大会は、翌年から新春スポーツ交流大会として毎年実施し、平成23年は第十回大会1月9日～10日の二日間、卓球、インディアカ、男女バレーボールの三種目を行った。また、3月に行われる東京都スポーツクラブ交流会には毎年参加し、活動サークルのパネル表示の他、「よさこいサークル」の実演及び参加者への実技指導が好評を博しており、この交流会の花となっている。

④ 施設管理について

施設管理に関しては、当倶楽部はノウハウというものはない。総合型クラブを設立した当初と同じ、羅針盤のない航海に船出した心境であった。ただわずかに頼れるものがあつたとすれば、芝生の育成業者に知り合いがいたということくらいであろう。

長い時間を安心して任せられる人材の登用をどうするか、これが最初の課題であった。安心して任せる、そのためにはよく知っている人、これをキーポイントに募集した。条件は、まず当倶楽部の会員であること、次に一人当たりの一日の労働時間が短いことに同意できること、更に夜間は複数勤務とし、契約は6か月更新とすることなどである。また芝生管理には、経験者を迎えて、毎年100㎡ずつ野芝からスポーツ芝への切替えを進めている。

施設管理に関しては、利用者の苦情や要望は、速やかに行政の担当部局へ通知するとともに軽微な変更や改良には、即座に対応しており、今年度は管理担当者全員の参加を求めて接客業務の講習を行った。

3 <学校開放の今後の在り方>

(1) よりよく学校開放を進めるために

組織は、年を経るにしたがって硬直化する、これは真理である。市のスポーツ振興審議会が平成14年に答申した提言によれば、開放施設の利用は、競技性を重視したサークルの練習場所となり、当初期待した市民の誰もが心身の健康維持のためにスポーツを楽しむというコンセプトから大きく逸脱してしまったと記されている。

この硬直化の主因は、利用者(サークル)の既得権の主張と受益者負担の原則を理解していないことにある。当倶楽部でも、設立当初は、アリーナ及び体育館の利用時間に関し、一部のサークルから、今までこの時間に行ってきたのだから、当然その権利があると主張され、それを認めたが、使用予定日に、もっと設備の良い他の施設を利用していることが判明した。恐らく、練習場所を確保するためだけに学校開放に所属していたのだと思うが、管理の目が行き届かなければ、これは見過ごされてしまったことであろう。しかも開放施設の確保は無料である。仮に多少の費用がかかっても、練習場所を抑えるのは、スポーツサークルにとって必要な要件である。

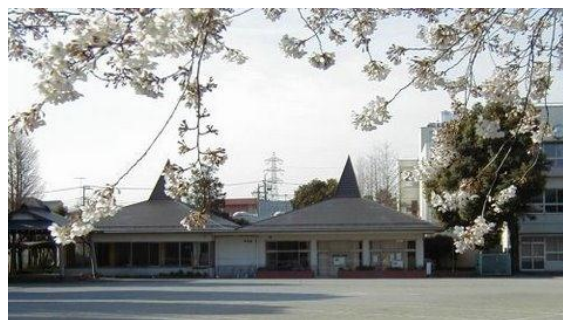
バブル経済の崩壊とともに、自治体の予算規模は年々少なくなり、市民サービスに使える部分は、削減されていく。公共の施設としての体育館やグラウンドが有料化されていることを思えば、学校の施設開放に関しても、有料化を検討すべき時期に来ているのではないのか。公共の施設は、そこに住むすべての人の財産と考えれば、利用する人が応分の負担をするのは当然のことで、それならば、誰でもが利用できる施設開放であろう。

(2) 総合型クラブが学校開放に関わる意義

この地域での学校開放事業が始まって約45年が経過した。学校施設を利用した地域の人たちの延べ人数は、年間約15万人、今までに700万人弱の人たちが、いろいろなスポーツを学校施設を利用して行ったであろう。そういう意味から、学校開放は、行政の行った画期的な事業の一つだと言っても過言ではない。しかし、学校開放を行

った当初は、運営する人も利用する人も新鮮で輝いて見えたはずの施策でも、長い年月を経ると、すべてが当然のことになる。スポーツ振興審議会がマンネリ化に陥っていると結論づけたのは、当然の結果なのかもしれない。マンネリ化を打破し、魅力ある学校開放にするには、何が必要か、それは、前述したように既得権の否認と受益者負担の徹底である。既得権の否認は、活動しなければ、その場所を失うという危機感を与え、受益者負担は自分でやりたいと思ったのだから、一生懸命励もうという意欲を湧き出させる。

従来の学校開放では、競技性の強いスポーツだけが施設の利用権を得ていたが、高齢化社会に入った今日では、誰でもが気軽に楽しめる軽スポーツや体力アップ、健康維持のための体操や運動にも施設を開放することが重要となっている。その調整などの役割を担えるのは、総合型クラブにおいて他にはないと思う。



【クラブハウス外観】

学校開放とクラブづくり

まる倶楽部 副会長 貝川 弘行

1 <学校開放に関わるようになった経緯>

(1) クラブの立ち上げの経緯

当クラブは、「まる倶楽部」と名乗る20数年前より横浜市立中丸小学校の学校開放運営委員会として利用団体の調整や自主事業も学校とはある程度独立した活動を行ってきた。町会長や関係者の方々の御尽力で先生方（特に副校長）に負担をかけない形で、地域の力で委員の輪番制を取り、運営をすることができていた。もちろん、役員には校長、副校長、教務主任、学校開放担当教員も入っていただき、御指導や校内行事との連絡調整を行っていた。

そんな中、管理指導員を中心に地域のみんなで楽しめることはできないかという声が出て、2002年日韓ワールドカップ開催とリンクしたイベント実施を学校開放利用団体の協力を頂き大々的に開催した。

これをきっかけに横浜市教育委員会生涯学習課の方から御提案を頂いた「学校開放活性化モデル事業」に取り組んでみた。このモデル事業は、学校開放委員会が中心となって、地域の教育力を活用した様々な自主事業を実施し、定着させることで、文化・スポーツの振興と地域の交流を図り、子供から大人まで共に学び育つ生涯学習社会の基盤づくりを目的としたものである。実際には、「場所貸し」のようにになっていた学校開放のイメージがみんなで作る、みんなのための、みんなの場所に変わるよう事業展開を本当に少しずつだが取り組んでみた。

学校開放委員会の自主事業を増やすには他の利用団体とのバランスを調整する必要がある。2002年からの7年間で自主事業としての新しい種目（教室）を取り入れていくため、「場」としての空きを作れるように毎月の調整会議の席で利用団体の皆さんの御意見を頂きながら試行錯誤を繰り返してきた。そのための7年は決して長いもので

はなかったと思う。7年もたつと当時の子供も仲間として活動できる年齢になっていったのである。

こうして、2009年、学校開放運営委員会の様々な試みを母体として、多世代、多種目、多志向で地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ「まる倶楽部」が立ち上がり、学校開放運営を行うようになったのである。

クラブの理念は2009年クラブ設立総会のときに基調講演を頂いた横浜国立大学教育研究センターの先生がお話くださった<ソーシャル・ボンンド>（社会的なきずな）の機能を持つことであった。方法論はまだまだこれからだが、理念としては社会をつなぐ「地域の中核となる」クラブになるということである。

当クラブが、大きな、強い力やチームを持つのではなく、必要とされれば近隣の中学校や高校の部活動補助を行ったりすることで地域全体の活性化や笑顔の量を増やすことが目的である。小学校だけでなく中学校、高校、大学、専門学校との連携もそうすることで大きなものになってくる。

(2) 学校との連携

拠点となっている中丸小学校とはPTAとの関わりもあり強い連携関係を保っている。「できる人が、できることを、できるだけ手伝おう。」を合い言葉に利用団体、学校開放運営委員会のメンバーは運動会、体験学習、特別活動の指導補助等、環境整備活動にも参加をし、学校の教員は地域の活動や開放事業の活動に参加をしてくださるようになった。

基本コンセンサスとして当時の校長の言われる「徹底的に子供を大切にしたい」という言葉に多くの共感を集められたからだと思う。



2 <学校開放の実際>

(1) 学校施設を有効に活用することとは

有効活用の考え方はいろいろとあると思われるが、当クラブで活動していく中で感じるのは、まず学校施設の基本的考え方の再考が必要ではないかということだ。一部では学校開放が学校の教育活動を圧迫してしまっているところもあるように聞いている。有効な活用を進めていくには「みんな」がキーワードだと考える。

「うちが使う時間」と言って、10人の子供が校庭の隅っこでプレーしている、体育館を3、4人のプレーヤーだけが使っている、という使い方を場所を区切ったり、時間を短くしたりして貸し出すなどいろいろな方法論もあるが、「同一種目を統一して対外的にオープンにする」という方法を当クラブでは採用している。具体的には、例えば、もう20年以上続いている卓球クラブは5、6人で半日プレーを楽しんでいるが、クラブ化して学校開放を行うようになってからはコーチの役割もお願いし、一般の参加者を受け入れていただいている。バレーボールも同様の方法で実施している。

(2) プールの有効活用

当クラブでは、2002年よりプールの空き時期を使つてのカヤック体験を行っている。学習活動ではほぼ1か月半しか使わないプールを有効活用できないかと進めている教室である。指導担当も日本カヌー連盟の公認指導者に当たっていただき、安全確保には万全を期して活動している。

日本、神奈川、横浜は水に恵まれているところである。カヤックに乗り、水と親しむことで地域文化をより深く理解することができるのと同時に、身体発達にも大きな影響がある。カヤック、スキー、サーフィンなどのバランス競技はコアスタビ

ライザーを有効に働かせるトレーニングとしても最適であるし、ほかの競技のトレーニングのひとつとしても有効である。

積極的に遊泳をするわけではないので衛生管理に費用をかけることもなく活動することが可能である。川や海のように不意に汚染物質が流入することもないから、循環や塩素管理をすることなく行うことができる。

昨年は、学校教育活動のクラブにも取り入れられ、年間を通して有効に取り組むことができた。一般の地域の方々にも参加していただき、地域の自然についてお話もすることができた。当クラブに30代の参加者が非常に多いのにも一役買っている。社会的には、30、40代の働き盛りの方々の地域参加が少ないといわれているが、身近に家族で楽しめる環境を提供することさえできれば、進んで参加いただけることが検証できた。



(3) 施設の利用の割り振り

利用団体は毎年3月に翌年度の利用登録をしていただき、翌4月から毎月顔を合わせての調整会議を基本とした利用調整を行っている。利用団体の中で、利用時の優先順位を作りその範囲内では交渉での調整法である。

- ・利用施設 学校教育活動外休日の校庭と体育館、平日夜間は体育館のみ
- ・時間 休日は8:30~12:30、12:30~16:30、夜間は18:00~21:00
- ・利用団体 6団体、他の種目はクラブ自主事業
- ・利用団体の施設使用料金
2,000円/1コマ(2時間)

(4) 運用のノウハウ

① 学校開放利用団体との関係

学校開放利用団体から信頼いただくために最新の情報を取り入れるようにし、不自由することなく多くの方々に御参加いただけるように心掛けています。このクラブ化に関する情報も 2002 年から発信を続け、自立していける手立てもみんなの御意見を頂戴して進めるようにしています。

② クラブハウス

クラブハウスというには少々さみしい感じだがミーティング、企画室といった感じのスペースを頂いている。学校施設の附帯部分を使用させていたでいるので改造することもできずにいるが、あるだけで十分といった感じである。広げてより多くの方々に利用していただきたいという理由で内部工事などはしてみたが、原状復帰できる程度のものになってしまった。理想はヨーロッパ等にあるような飲食もできパーティーもでき、といったクラブハウスができればとも思うが、なかなかハードルは高い。

③ 行政からの財政支援

今年度、横浜市教育委員会から土曜日の自由開放、地域貢献事業の補助として 60,000 円、神奈川区役所からの区民力発揮プロジェクトとして 200,000 円、横浜市体育協会よりイベント補助費として 399,000 円を頂いた。もちろん、50%助成のものもあるので自助努力なしでは成り立たない。

④ 行政への要望の方法

ほとんどが「自分たちでできることを少しずつ」が基本なので、行政に要望を上げ助けてもらうことは余りないが、連携の在り方として区役所関係は役員の町会長や体育指導委員などから要望を上げ、市体育協会への要望はスポーツ指導員が担当、市教育委員会への要望はクラブ役員、県関係は体育指導委員やクラブ役員が担当している。

どの部署もかなり深く意思の疎通が取れているので現在のところ問題はない。関係が密であることが重要なのは間違いない。

⑤ 学校、教員の理解・協力

学校、教員の理解・協力を得るには顔が繋がっていることが最重要である。コンスタントに顔を合わせるための準備をし、相互の利益と地域の

子供の幸せのための会話が十分になされることが重要だ。また、子供の様子を共有することで多角的に子供の発達を支えることもできる。

当クラブで最も気をつけている点は、「出すぎないこと」。教員の学習活動の手助けを心がけること。否定をしたり、修正をするのではなく、より良い環境づくりを共に考えられるようにすることである。

研修会、指導補助にも力を入れている。器械体操の導入研究、つまずきを見つける方法、かけっこを早くする方法、ボールゲームの審判法、サッカーの指導法などお互いに知っていること、学んでいることを進んで共有できるような時間を持っている。また、一緒にバンド活動、音楽活動を行って、地域での行事にも参加している。変なしがらみになるのではなく、きちんとすべきことは言い、目的は何なのかを忘れないように協働することである。

⑥ 地域との関係

連合町内会レベルでの協力体制を作ることが重要である。当クラブでは、役員にも多くの地域役員がおり、連合の一部としての機能も持っている。地域体育祭、夏祭り、シニアの集いなどのお手伝いもさせていたでいる。

今年からは年々減りつつある子ども会のお手伝いとして幾つかの子ども会合同のラジオ体操会も行った。子供たちだけでなく学校周辺のお年寄りにも参加いただき、みんなで楽しく行うことができた。他のスポーツ団体との関係としては横浜市、神奈川県での総合型地域スポーツクラブの連絡協議会があり横の連絡を持っている。また、近隣の他の地域のスポーツ団体とも様々な共同活動をしている。

⑦ 施設管理のノウハウ

当クラブにおける施設管理のモットーは顔のつながる暖かさのある関係づくりである。学校施設という特殊性を忘れずに有効に活用するためにはただ単に、「施設を貸し出し、多くの方々に御利用いただく」というのではなく、人がつながる「地域のコミュニティーセンター」的な要素をしっかりと

りと持った核のあるクラブがあることが重要だと思う。施設管理だけではなくプラスアルファを作り出す力を持ち、偏ることなく全体バランスをしっかりと持つことである。



⑧ 周辺教育機関との連携

まず、幼稚園児については、幼稚園、保育園、広域スポーツセンター、地区コミュニティーセンターなどと連携し、活動を共有して学校に足を運ぶことのできる環境、プログラムづくりを大切に、クラブからそういった情報を発信する。この時期は、同地域でも異なる園に通う子供が多いので交流の場所として有効である。小学校になれば一緒になる子が幼児期に一緒に遊ぶことが少ないことで「小1問題」を生んでいると言っても過言ではない。

⑨ 各学校の部活動等への協力

音楽、スポーツの各活動が盛んであればあるほど、地域の協力は教員、学校のバックアップになる。開放利用団体や地域の人材をコーディネートできれば大変有効である。(まる倶楽部実践例：横浜市立神大寺小学校特別サッカークラブ、同中丸小学校タグラグビークラブ)

中学校部活、職業体験にも地域の、開放利用の団体や地域の人材は必要だ。外部協力者としても監督となる顧問の手伝いとして子供の夢の実現をサポートしている。(まる倶楽部実践例：横浜市立六角橋中学、同松本中学、同新田中学、県選抜トレーニングセンター)



高校のサッカー部が地域の希望児童を指導するなど、高校生による指導実習は子供だけでなく大人にとっても大変勉強になる。その周知、会場設定等の段取りはクラブが行い、連絡調整後、高校教員と相談をし実施している。(まる倶楽部実践例：横浜市立東高校、神奈川県立岸根高校)

そして、学校教育に密接な関係がある大学との連携も重要事項として取り組んでいる。教職希望の学生の指導実習場面の環境づくりとサポート、大学ゼミでの講義補助をはじめ、体育会の学生による地域住民への様々な講習会の実施などは子供も学生にとっても大変有意義である。保護者も学生の姿をみると先の予想を持つことができるようで「親戚でもない若者と接することができて楽しかった」「うれしかった」と感想を頂く。

(まる倶楽部実践例：神奈川大学教職課程等)



そして、活動スパンを10年とすることで卒業生が戻ってくる環境を作ることができる。卒業生の定着、協力が得られることで、その仲間も連れてくるようになり学校開放のできることの幅がどんどん増えていく。多くの世代の参加者がいることで通常では集まることのできない人々が足を向けてくれる環境となるのだ。

まさに、地域全体で支援する子供の育ち、大人の大人としての育ちの場になるということだ。現代の超高齢社会における地域住民の学びや健康保持の場として多世代が集まり、刺激し合い、認め合える学校の新しい姿が見えてきている。

食育という立場から空き花壇で畑づくりを行ってみるとお年寄りが「もっと土の世話をしなくては」とか「支柱はこれが良い」と持ってきてくださった。コミュニケートできる題材は限りがない。

「子供から大人までの学びの場」としての機能が
出来上がってきた。



3 <学校開放の今後の在り方>

より学校施設の有効活用を進めるためには絶対に「学校を大切にすること」だと考える。昨今の様子を見ているとややもすると地域に開かれた学校という点が強調されているように思う。

地域の中に学校があるのだから地域の学校なんだ、学校はもっと地域に協力しなくてはならない、ではなく、地域の宝物として学校がある、という態度が重要だ。「子供が大好きでいられる学校」を地域で支える方向を忘れないでいたい。あいているものは使えばいい、ではなく「協働」を一番に考えたものにしないと学校開放が学校を苦しめることになってしまう。だからこそ、核となる自立できる総合型地域スポーツクラブが管理を担当することが好ましいと思うのだ。

学校施設の有効活用を進めるためには学校学習活動への参加、協力も条件の一つになるだろう。様々なキャリアを持つ地域のシルバーの方々の協力を得ることもできるだろうし、そうすると、地域コーディネーターとしての役割も担うクラブの存在が重要となってくる。学校長の依頼で様々な地域情報を提供でき、人的配置もできることが必要だろう。

年々低下しているように思われる利用団体のモラル等もすべてが並列であった学校開放運営委員会ではまとめきれなくなっていた現状もあったが、総合型地域スポーツクラブが学校開放に関わるこ

とで一定の線での管理がしやすくなった。もちろん、みんなで作り上げていくクラブであるから、一方的に管理するという意味ではなく、みんなで検討し、みんなで修正していくコーディネーターがしやすくなったというわけだ。

みんなで共同管理をしていく意識を持ち、大切なものとして学校を見つめることができ、それぞれが権利をただ主張するのではなく、きちんと携わる義務をしっかりと持ち、意識して参加しているようになった。

従来の形での問題点としては、運営が副校長任せであるとか、既得権の主張が強くなるなど聞いていたが、先にも書いたとおり運営委員会がしっかりと独立していたのでそのようなこともなかった。一部、周辺校すべてに登録をして同日、同時間を使用するような利用団体や名前を借りて登録したり、幾つもの名前を持ったりする利用団体が出たということもあったが管理体制を修正していったおかげで改善することができた。

単独クラブの管理運営がエゴにならないように気を配り、今後も地域のコミュニティの中心となり、学校自体が元気で、地域の誰もが笑顔でいられるようしていきたいと考えている。

学校区に住む赤ちゃんからお年寄りまで、誰でも、いつでも、様々な活動を楽しみ、有意義に過ごすことのできる、スポーツに限らず教育の「地域コミュニティの拠点」が学校開放の在り方ではないだろうか。



学校施設の有効活用と地域コミュニティづくり

NPO 法人加古川総合スポーツクラブ 副理事長 能田 達三

1 <はじめに>

加古川市は面積 138.51 k㎡、人口 267,362 人、豊かな自然と都市的な利便性を兼ね備え「ひと・まち・自然を大切にし、共に育むまちづくり」を基本理念に、将来の都市像「いつまでも住み続けたいウェルネス都市加古川」を目指している。都市像にある「ウェルネス」とは、単に運動や栄養、休養だけでなく、幅広く生きがい、人間関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極的に創造的なライフスタイルを目指す生活行動を意味している。

加古川市が「ウェルネス都市」を目指す上で関連が深いスポーツ環境は、公共施設として 1 種公認陸上競技場、総合体育館、テニスコート、プール、公認マラソンコース、公認レガッタコース、グランドゴルフ場などがある。

組織としては加古川市体育協会や NPO 法人加古川総合スポーツクラブなどがあり、加古川市体育協会は野球、陸上競技、サッカー、バスケットボールなど 28 種目の競技団体が加盟し、主に公共施設を使用した競技スポーツ活動を積極的に実施している。また、学校開放施設を使用してスポーツ活動を行うグループも多数存在している。さらに、加古川市スポーツ推進委員 48 名もスポーツライフセミナーなどを開催し、組織やグループに属さない市民のスポーツ活動を支えている。

2 <加古川市における総合型地域スポーツクラブ事業について>

(1) 推進理由

学校週 5 日制や企業の週休 2 日制の普及による余暇時間の増大やスポーツ活動を通じた健康の維持増進が浸透していく中で、公共施設や学校開放施設を使用して活動を行っているのは、主に組織やグループに属している市民であり、どこにも所属していない市民からは日常的に

スポーツを継続して楽しみたいが「場所がない」「適当な相手に恵まれない」「初心者なので指導を受けたいが指導者がいない」などの声が行政に届いていた。そこでこれらの要望に応えるために体育指導委員（現スポーツ推進委員）と市教委を中心に検討・提案した企画が、平成 7 年度から文部省が推進していた総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業に取り組むことであった。

(2) 事業経過

平成 11 年 2 月、予備準備会において ①市内に 5 クラブ同時立ち上げ ②共通会員制システムの導入 ③年会費の徴収 ④5 クラブを統括する連合組織体制の確立などの基本方針（加古川方式）を決定し、4 月から設立発起人会を 5 地域で発足させるとともに連合組織の元となる設立準備会も発足させた。

発起人会では、クラブの拠点、開設スポーツ種目、活動場所、活動時間などを決定していくとともに、スポーツクラブで最も重要な「会員による自主運営」についての考え方を浸透させていった。その中でも一番の課題は活動場所の確保であり、拠点を中心に小・中学校体育館など 20 箇所を確保し、18 種目の開設スポーツ種目、5 クラブ 732 名の会員で 10 月に設立し、会員が運動できる服装で活動場所へ行けば、気軽にスポーツが楽しめる活動が始まった。

11 月には専任スタッフを置く加古川市総合型地域スポーツクラブ連合を発足させ、イベント開催やクラブ間の連携を図るとともに、共通会員制システムの管理業務を行った。

(3) 「スポーツクラブ 21 ひょうご」事業について

兵庫県が平成 9 年度に実施した県民スポーツ意識調査で、『運動不足を実感している』が 61.9%あり、『地域で身近に利用できるスポーツ施設の整

備』を望んでいるが 71.5%に上っていた。また、平成 11 年度に開催された「子育てにおけるスポーツ等体験活動の果たす役割と今後の在り方」をテーマにしたシンポジウムにおいて、『青少年が自らの興味や関心により自由に参加できる地域住民主導型のスポーツクラブを各地域につくり生涯スポーツの振興を図る』、『学校の余裕教室や公的施設を整備し、子供を含めた地域住民が気軽に集まり、交流できる場所が必要』などの意見が出された。

兵庫県は以上のような課題の解決を目指し、平成 12 年度から『子どもたちの人間的成長』、『スポーツに対するニーズに対応』、『健康の保持・増進』を意義とする「スポーツクラブ 21 ひょうご」事業をスタートさせた。事業概要は、『①クラブの名称、②会則の制定、③会費の徴収、④誰でも参加できる体制整備、⑤スポーツ活動中心、⑥週一回以上活動、⑦活動エリアは小学校区、⑧クラブハウスの設置、⑨非営利団体』などの遵守要件を定めた兵庫県独自の補助事業であり、5 年間で県下 827 小学校区全てにクラブハウスを設置する総合型地域スポーツクラブの設立を目指した。

加古川市は平成 11 年度より「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」に取り組んでいたが、並行して「スポーツクラブ 21 ひょうご」事業も推進し、平成 12 年 8 月に県下第 1 号のクラブを発足させ、平成 15 年 12 月までに市内 28 小学校区全てに遵守要件を満たした総合型地域スポーツクラブを設立した。

(4) NPO 法人加古川総合スポーツクラブ設立

総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業並びにスポーツクラブ 21 ひょうご事業などの補助事業終了後において市内 31 クラブの安定した運営や共通会員制の管理を行うとともにクラブが将来大きく発展するための基盤づくりに必要不可欠な「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」の取得を目指し、平成 12 年 7 月に準備小委員会を設置し、設立趣意書や定款づくりに取り組み、平成 13 年 5 月に兵庫県の認証を受け、「特定非営利活動法人 (NPO 法人) 加古川総合スポーツクラブ」が設立した。

平成 11 年設立当初 5 クラブ 732 名だった会員数は平成 22 年には 31 クラブ 4,000 名を超え、活動種目も文化種目も含め 46 種目を数え、会員が週 1 回以上スポーツを楽しむとともに世代間やクラブ間の交流も深まり、地域コミュニティづくりに大きく貢献している。

3 <加古川市の現状>

(1) 学校施設の開放について

加古川市内小・中学校 40 校全てにおいて施設開放は行われているが、使用調整については、おおむね 3 方式で調整を図っている。最も多いのは管理職が主体となり施設使用を希望する団体代表者と 1 年間の施設使用の調整を図る会議を開催する方式である。次に多いのが調整会議を開催しないで使用希望団体個々と使用調整する方式である。3 つ目はごく少数であるが学校開放調整委員会を組織し、毎月又は 3 か月ごとに利用調整を図っている方式である。

学校開放調整委員会を組織する方式を説明すると、調整委員会のメンバーに、① 施設開放調整委員 (校区内居住者で学校から推薦された者)、② 施設使用団体代表者 (全団体)、③ 学校職員 (校長、教頭、担当職員) を選び、施設の利用調整だけでなく、① 施設使用規定、② 規定違反時の処遇、③ 使用団体の親睦交流事業、④ その他諸問題への対応などの事項についても協議している。

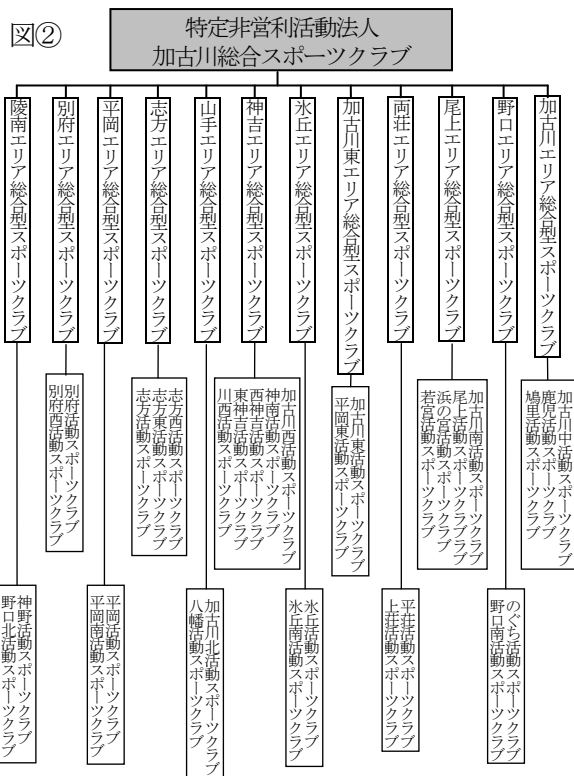
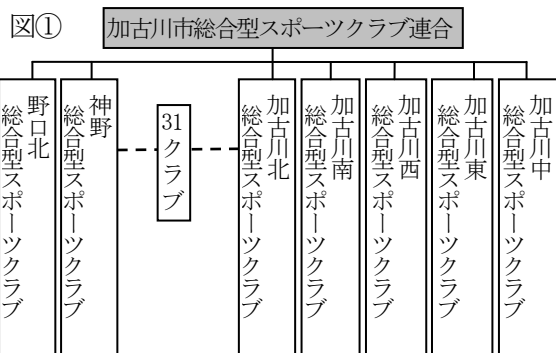
市内小・中学校の施設開放状況 (貸出時間÷貸出可能時間) は、28 小学校平均で運動場 77.9%、体育館 77.8%、12 中学校平均で運動場 9.0%、体育館 91.3%となっている。また貸出し可能時間を 100%貸し出しているのは小学校運動場で 14 校 (50%)、体育館は 4 校 (14%)、中学校運動場は 0 校、体育館は 7 校 (58%) となっている。

(2) NPO 法人加古川総合スポーツクラブの活動について

①組織

NPO 法人加古川総合スポーツクラブを核とした組織は当初図①に示すように小学校区 31 総合ス

ポーツクラブで運営を行っていたが、平成22年度より中学校区ごとにエリア総合スポーツクラブを立ち上げ、その下に従来の小学校区ごとのスポーツクラブを名称を変更して配置し、より自主的で安定した運営を目指した図②の組織で現在運営を行っている。



② 活動状況

平成22年度の活動状況は表①のとおりであるが、学校施設使用に関して、スポーツクラブが学校施設貸出し可能時間に占める割合は、12中学校区平均で運動場9%、体育館49%、28小学校区平均で

運動場28%、体育館37%となっている。

表① 活動状況

種別	事業数	使用施設数	参加人数
加古川総合スポーツクラブ主催事業	10	29	2,562
エリア総合スポーツクラブ主催事業	29	33	2,960
31活動クラブ活動	(延べ活動種目数) 152	88	181,054
	191	150	186,576

スポーツクラブにおける施設使用割合
 学校教育施設 68.0%
 社会体育施設(有料施設) 11.3%
 その他 20.7%



③ 指定管理

平成15年、市の外郭団体が管理していた市の体育施設の内3施設の運営管理業務の委託を受けた。窓口業務が主体であったが、クラブ会員の中から職員を募集し、利用者の立場に立った対応が好評で、そこには互いにスポーツの愛好者同志が通じ合う気持ち根底に働いていたと思われる。

6年間の経験を踏まえて平成21年度から取り入れられた指定管理者制度に応募し、市内2か所の体育施設の指定管理者になることができた。初年度からスポーツクラブでやってきた経験を生かし、ホスピタリティー精神のもと利用者の対応をはじめ、各種の教室を開催し、利用率、利用料金の向上に努め実績をあげている。

(3) クラブハウスについて

スポーツクラブの活動拠点としての役割を担い、

地域コミュニティの活性化にも貢献しているクラブハウスは、31 活動スポーツクラブ全てが学校施設内に設置しているが、設置方法は大きく分けて3 種類に分類できる。

いずれの方法で設置するにしても、行政機関の許可や学校の継続的な理解と協力が必要である。

【学校敷地内プレハブ設置型】



活動場所（体育館・運動場）に近い学校内敷地に 35 m²から 81 m²（45 m²が主体）のプレハブを設置した。新設のため費用（400 万～700 万）はかかるが、単独施設なので会員や地域住民の利用には便利である。紹介しているクラブハウスはいずれも体育館に隣接している。内部は会議スペースとキッチンスペースがあり、冷暖房施設も完備している。

【余裕教室（空き教室）利用型】



児童生徒数の減少により余裕教室が発生している学校において、活動場所（体育館・運動場）に隣接している教室を改造し利用している。メ

リットは少ない費用で設置できることである。ただ、余裕教室が校舎2階にある場合や活動施設から離れている場合もある。

紹介しているクラブハウスは、体育館に隣接し、なおかつ1階端の教室を改造した例である。廊下にはシャッターを取り付け、児童下校後はシャッターを下ろし他の教室には出入りできない工夫をしている。内部は教室を物置スペースと会議スペースに仕切り、冷暖房設備も設置している。

【体育館ミーティングルーム活用型】



活動場所の中にクラブハウスがある理想的な型であり、少ない費用で設置できるが、学校の理解・協力を得るのは非常に困難である。

紹介しているクラブハウスは、新設小学校の体育館内のミーティングルームを使用している例である。新たに冷暖房設備を設置しただけであるが、活動場所内にあるということで会員は非常に便利に利用している。総合型地域スポーツクラブが育っている市町村は、今後体育館の新築・改築時に館内にクラブハウスを併設していくことも視野に入れるべきである。

以上クラブハウス設置について説明したが、いずれにしてもクラブハウスの設置はスポーツクラブを運営していくためには是非必要な施設であり、会員だけの使用でなく、地域の各種団体の使用も呼びかけ、スポーツクラブが地域コミュニティづくりの核となる施設でもある。

4 <学校施設開放の有効活用について>

平成13年5月にNPO法人加古川総合スポーツクラブ、平成15年12月に28小学校区全てに総合ス

スポーツクラブを設立し、活動が活発化するとともに、施設の確保が大きな課題になってきた。総合型地域スポーツクラブ活動のコンセプトは「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しむことであり、それも身近な場所で楽しめることがより望まれていた。

そこで地域住民にとって一番身近なスポーツ施設と呼べる学校施設を利用することを計画し、活動場所を確保するために学校施設開放の現地調査を実施した。

その結果、小学校・中学校とも施設開放はしているが、施設を有効に活用できているという状況までは至っていないことが見えてきた。例えばバレーボールコートが2コートとれる体育館を6人から10人程度で1コートだけ使用し、他の1コートは使用していない状況や同一グループが週に複数使用する状態が生じていた。また、学校施設の利用は組織に加盟している団体又は校区内グループが毎年継続して使用している状況であることも判明した。このようなことが発生する理由としては、「管理する学校側が施設開放の有効活用を十分に理解しておらず、貸与はするが使用内容は利用者まかせて把握できていない」、「利用団体が広範囲にわたると管理が難しくなるのでできるだけ校区内のよく分かっている団体やグループに継続して貸与している」などであると考えられる。

以上のような現地調査の結果を基に有効活用されていない学校施設の開放をスポーツクラブを中心に推進した結果、単一種目で使用するだけでなく多種目で利用する施設が増加するとともに同じ曜日に複数団体での利用が増加してきた。また、スポーツクラブ会員が利用団体に呼びかけて使用施設の清掃などのボランティア活動や児童とのスポーツ交流を実施する事例も生まれ、学校にも喜ばれている。

最後に、学校施設は先生と児童・生徒が使用するだけの施設ではなく、地域住民全ての財産であるとの考え方に立ち、授業・行事・部活動などで学校側が使用しないときは、できるだけ地域住民に施設開放を図る、それも地域住民の願いを一番

受け止めておりなおかつ責任の所在がはっきりしている団体に貸し出すことが、学校施設開放の有効活用につながる第一歩だと言える。子供から高齢者まで地域住民の誰もがスポーツを楽しみたいときにスポーツウエアに身を包み、身近な学校の体育館や運動場に行けば、卓球、バドミントン、バスケットボール、健康体操、グラウンドゴルフ、サッカーなど多種目のスポーツが楽しめ、月一回は体力テストもできる。このような生涯スポーツ社会を目指すとともに、スポーツクラブの活動拠点であるクラブハウスを中心に地域コミュニティづくりを形成していくためにも、法人格を有する総合型地域スポーツクラブと連携した学校施設開放の有効活用の促進が急務である。



【同一体育館でフロアーと2階ギャラリーを同時に使用した多種目多世代型の活動風景】

総合型地域スポーツクラブが学校開放に関わる意義について

向陽スポーツ文化クラブ 会長 瀧水 昇二郎

1 <学校開放に関わるようになった経緯>

(1) クラブの立ち上げの経緯

1975年当時の杉並区立向陽中学校の校長先生は、学校は開かれているべきだから、学校に自由に出入りできるように塀もない方が良くとまで言われるようなユニークな方であった。その校長先生からPTAに子供たちの教育のためにも学校を開放しようとする提案されたのがこの始まりと記憶している。校長先生が泳ぐことが大好きだったということもあったのだろう。開放の手始めがプールからになった。当時は学校を開放するという考え方も一般的でなく、またプールの施設も今のようではなかったので、衛生面などからもかなりの反対意見があった。しかし、後に当クラブの会長で当時のPTA会長を中心とする保護者の粘り強い活動によりプールの開放が実現することになった。

具体的には6回の委員会を経てプール開放実行委員会準備会の名のもとに、チラシ1,500枚を地域に配り、地域住民を交えた会合を中学の図書室で開催したのである。

そのときの校長先生の挨拶の一部を紹介する。

「今日は、本校の記念すべき日です。少人数の参加者(21名うち区より2名)ですが、その一粒の麦が広大な大地に広がり、発展していかねばならない。これは、スポーツばかりでなく、心の問題、人間の問題につながる重要なことです。受験のことにのみ走らせないで、人間成長にも力を入れるべきで、向陽中の発展のために、是非協力してください。」(このようなことをあえて書かせていただいたのは、立ち上げるだけなら一時の勢いだけでもできるが、長く継続するためには、上記のような強い信念やそれに賛同する強力な協力者がいなければすぐ立ち行かなくなるのではと思っているからである。)

当クラブの10周年記念誌には、先生方との話合いや、同窓会、地域の住民との話合いなど細

かく書いてあるが、今では、考えられない労力がつぎ込まれたようである。

・向陽スポーツクラブの成立へ

1976年2月末に、チラシでお願いした賛同者と賛助費(一口2000円)を中間集計したところ、87名、262口集まることが分かり、さらに、町会にも呼びかけ協力を要請し、反応を見た。

反応はおおむね地域ぐるみで、前向きに協力してくれそうであったことや、既存の少年野球や成人野球の人たちが団体で加入してくれそうであったのでプール特別委員会から組織名称を「向陽スポーツクラブ」として1976年4月10日に正式にクラブとして立ち上げるようになった。

(2) 行政と関わるようになった経緯

杉並区では、社会教育施設の体系的整備を図るとした長期行財政計画がオイルショックで挫折したことにより、1976年2月に「区民施設有効利用研究プロジェクトチーム」を発足させており、当クラブの動きに特別な関心を寄せてくれていた。そして6月にプロジェクトチーム5名、区より2名が来校し、全教員、クラブ代表8名と話合いがもたれた。(当クラブは1976年4月に学校開放団体登録をした。)

杉並区では1977年に都市づくりのビジョンを打ち出しているが、その基本構想の中に「学校施設有効利用の推進」、「施設利用のための条件整備」、「文化・スポーツクラブの育成」などが掲げられており、たまたま当クラブが始めようとしたことと合っていたため、ある意味モデルケースとして期待されることになった。ただしクラブを立ち上げるからクラブハウスを作るとか、グラウンドに夜間照明を設置してとか要望したことはなかった。

前例が少ないことからの苦労もあったが、逆にモデルケースとして区からの積極的な支援を受けることに結果としてなった。夜間照明設置は特別

な支援の良い例である。

・1978年「生涯学習のための拠点施設整備のモデルケース」として杉並区から援助の指定

地域青少年の育成と地域住民の健康増進、教養文化の向上をはかることを目的とし、学校教育の支障のない範囲において学校施設の開放を受け、スポーツ・文化活動を行う。できるだけ他の力に頼らず自主的に運営することを構想として掲げ、地道に活動する。上記した杉並区の構想と合っていたことと、当クラブの実績が認められて、学校開放事業及びクラブハウス運営委託契約（委託金90万円）というかたちで援助指定を受けることになった。

・1979年向陽中学校の校庭にクラブハウス完成

1977年7月に予算が内定していたクラブハウスの建設は私たちの要望をかなり取り入れてくれて1979年に向陽中学校の敷地内に完成した。そして現在は旧クラブハウスを残したまま2002年にスポーツ振興くじからの助成金(totoのサッカーくじの収益金) 交付による新しいクラブハウスを建ててもらい使用している。上記のことが実現したのは私たちの活動が活発であっただけではなく、向陽中の敷地が杉並区で一番広く、瓢箪(ひょうたん)のような形をしていて新しいクラブハウスを建てる十分な敷地があったためである。活動をしていてもクラブハウスを建てる敷地がないため、クラブハウスを持ってないでいるクラブから見ると恵まれていると感じている。

2 <学校開放の実際>

(1) 施設の利用の割り振り

① 利用施設

向陽中学校 グランド 体育館

テニスコート3面

新クラブハウス 旧クラブハウスの一部

向陽中学校区の小学校

永福小学校 グランド 体育館

高井戸第三小学校 グランド 体育館

永福南小学校 グランド 体育館

その他 地域区民センターの集会室

温水プール

② 時間

向陽中グラウンド 土曜日 17時～20時

日曜日 8時～20時

向陽中体育館 毎日 18時～21時

向陽中テニスコート 日曜日 7時～17時

月水金曜日 9時～15時

火曜日 10時～15時

木曜日 9時～13時

土曜日 13時～16時

新クラブハウス 毎日使用 詳しくはHPで

(<http://www.kscj.jp/>)

旧クラブハウス 土曜日(陶芸) 13時～16時

小学校: 土日以外は不定期

③ 利用団体(サークル)

[スポーツ系]テニス: 10コース、野球: 成人1少年2、サッカー: 成人1少年1、空手、ゴルフ、卓球、グラウンドゴルフ、太極拳、ミニバスケット、水泳、バスケット、フットサル、インディアカ、ジャズダンス: 成人2 子供1、子どもバレエ、ストレッチバレエ、3B体操、背骨コンディショニング、シニアストレッチ

[文化系]コーラス、カメラ教室、霞句会、手工芸、サイエンスくらぶ、絵手紙、KSCCふれあい、陶芸、パソコン教室、マージャン、囲碁(一部を除き毎週同じ時間で活動している。)

(2) 学校、教員の理解・協力

学校、教員の理解・協力を得るには、先生や警備の方と顔見知りになること、世話人が同じ人で長くやっていたら警備の方の安心感が違ってくるのでスムーズに事が運ぶ。

また、グラウンドやテニスコートに関して言えば借りる前以上に良い状態にして返す、時間をきちんと守るなど当たり前のことを地道に続けること。

蛇足だが、テニスコートは年1回の改修工事や毎日のように、(特に雨上がりの後また日照り続きのときの水まきなど)メンテナンスを行っているため毎日借りられるようになったのではと思っています。最初は一部の人たちであったが、現在は大

勢の人たちが積極的にメンテナンスに参加している。そのようなことが、結果として学校からの信頼を得ていると思っている。

・地域、他のスポーツ団体との関係

少年野球は他校との練習試合や区大会に出場

子供のサッカーも大会に出場

成人サッカーは毎回のように他の団体と練習試合を行っている

太極拳や3B体操はイベントなどに参加

・施設管理のノウハウ

各サークルの責任者に後片付けや掃除を責任をもてやってもらう。(責任や管理の分散)

施設の利用の曜日や時間の割り振りは原則、各サークル間の話し合いで決めるが、最終的結論は事務局で管理している。

(3) 運用のノウハウ

① 会費について

当クラブでは入会金はなしで年会費、大人1,000円、高校生以下500円とし、受益者負担の観点からサークルごとに決められる活動参加費を徴収しています。参加費は1年間、1月、参加日ごととそのサークルの事情に合わせて徴収しています。参加会費の額は会員数と関係してきますので、額を決める難しさもあります。会員数の少ないサークルでは会費を時々変更、若しくは活動日を減らすなどで対応しています。

② 学校開放利用団体からの信頼を得るには

当クラブでは会長、副会長、会計、書記、事務局長など7名の役員と各サークルからの理事44名で8月を除く毎月理事会を開いている。

理事会では学校や区からの注意事項や指示を伝えるほか、各サークルからの要望を聞いている。

皆さんの中からこんなサークルがあればいいなという声があればすぐ試験的に立ち上げてみる。

また会員が減り運営に困っているサークルに1年間に限り資金援助をしたりしている。

杉並区では公開講座という仕組みがある。これは、年6回まで講師の謝礼を支援してくれる仕組みである。新しいサークルを立ち上げるときにつ

きまとう会員がどれだけ集まるか分からないので、講師に謝礼が払えるだろうかという心配が不要になる。その制度を利用して役員からも新しいサークルを提案している。

参加活動費と参加しての満足度とのバランスも大事なことと考えている。たとえサークル内の年間収支が大幅に黒字であっても現在の額が受け入れられるなら参加費を減額しない、その余力を支払ってくれた会員の了解のもと、子供の活動補助(合宿費や衣装代など年間約60万円)にあてている。

さらに、会長と理事、また理事同士の信頼関係が大事だと感じている。

③ 行政との関係

杉並区からは年間、運営委託費426,000円と学校開放利用者団体協議会運営費として約220,000円の支援を受けている。また、本来なら受益者負担になるべき照明代や冷暖房の電気代、水道代なども区の方で援助していただいている。金額にしたらかかなりの補助金を頂いていることになっており、区に感謝している。

杉並区では区内の中学校を8のブロックに分けており、各ブロックに理事を設けている。基本的にはそのブロック理事経由で要望を出すことになっている。直接学校開放担当者に要望することもできるが、金銭的な要望は昨今の財政難では受け入れられないので、当クラブでは十年以上そのような要望は出さないことにしている。

更に言えば、運営委託費などもいつ半減、あるいはなくなってしまうか分からないので、今から支援がなくなっても運営ができるよう会員へ協力を要請している。(具体的には参加費額を減らさないなど。)

3 <学校開放の今後の在り方>

(1) 総合型クラブが学校開放に関わる意義

総合型クラブに限らず地域の住民が学校に出入りすることに意義があると考えている。

その理由の一つは顔見知りになる機会が増えることだ。近所に住んでいるだけでは、得られない

共通認識なども育つ可能性があると感じているし、何々さんがやっているなら、私も協力してもいいなどの声を実際聞いている。

現在、中学校では町ぐるみで子供を育てようなどの構想を強く打ち出しているので、クラブの会員の方に昔のように悪さをしている子を見かけたら注意するなどの具体的変化を期待している。

少しずつ変化はしているが、現実はまだまだサークル活動ができればいい、それ以外の面倒はお断りという人たちが、多数を占めている。

そんな中でも町ぐるみ交流会（子供主体の運動会 600 名以上参加）は成人野球の人たちが 40 年以上も準備や司会進行に協力してくれている。

学校の施設を利用させていただいているのだから、少しは学校にお返しをしてくださいとの私からの呼び掛けのせいか、防災訓練の協力者や見学参加者が年々増えてきている。

（2）地域コミュニティの創造

個人的には当クラブがコミュニティの核になればすばらしいことだと考えている。現時点では各サークル内のコミュニケーションはある程度進んでいるし、家族ぐるみで親しくしている人も結構いる。しかしながらクラブ全体として見ればまだまだと感じている。特にサークルが違えば会う機会はほとんどない。以前は運動会やニューススポーツ大会などが開かれていたが、開催が大変なことと限られた人しか集まらないなどでいつのまにか行われなくなってしまった。

全会員を対象とした懇親会を企画したいと考えながら創立 30 周年の懇親会を 1 回開催しただけである。1,000 人以上会員がいるので、場所の問題だけでも開催することは非常に大変なことだ。仮に年 1 回開催するだけでは効果がどれほどあるか疑問とも考えている。

現在は世話人さん（理事）たちの新年会のみが行われている。

当クラブではテニス会員だけで 10 コースに別れて約 360 名が登録している。私はとりあえずこの人たちだけでも、もっと交流を深めてもうらお

うと 3 年前に月水金コースを作った。テニス会員で年間 3,000 円の賛助会費を払った人が参加できるコースである。約半数の人が登録をした。その結果違うコースの人たちとの知り合いも増えクラブ全体の雰囲気も変わってきたように感じている。

また以前はスポーツ 1 サークルでしか活動していなかった会員がほとんどだったが、最近では、文化系のサークルなど他のサークルにも登録する人が増えてきて、今までスポーツ系と文化系の交流がほとんどなかった頃に比べ、大分クラブ内の懇親に変化が出てきている。

このようなことが更に前進すれば当クラブは地域のコミュニティの核になり得るのではと考えているし、またそうなってほしいと願っている。

またできることならクラブハウスを近所の人が気楽に集まれる場所として提供できるようにもしたいと考えているが、行政との関係や経費の負担などクリアしなければいけない問題があり、まだ実現していない。将来はそのように開放したいと考えている。

最後に当クラブの課題を列挙する。

- 役員世代交代：できれば良いのは分かっているが、毎日時間が取れる人は少なく交代がなかなか進まない。
- 会員も高齢化しているので、それに見合った新しいサークルの創設
- 会員に対する連絡方法：若い会員は全て携帯などのメールで一斉に連絡できるが、FAX も駄目な会員がいるので何か良い方法を検討中
- 全会員の懇親をより豊かにするにはどうすべきか。

細かくはまだありますが、以上です。